開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時45分

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役11名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　取締役に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

＜株主提案（第5号議案）＞

第5号議案　定款の一部変更の件

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

本総会における新型コロナウイルス感染症への対応に関しましては、本招集ご通知に同封の「当社定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について」に詳細をご案内しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
また、本総会当日までの感染拡大の状況等により上記対応を更新する場合がございますので、随時、当社ウェブサイト（https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock）をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

第153期

定時株主総会招集ご通知

2020年4月1日 ▶2021年3月31日

「スマート行使」と「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に

ネットで招集

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/8053/

住友商事 | Enriching lives and the world

証券コード 8053

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々やご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々やいまなお困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）定時株主総会を6月18日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第153期の住友商事グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださるようお願い申し上げます。

2021年5月

代表取締役
社長執行役員 CEO
兵頭誠之

目　次

■株主の皆様へ ……1
■住友商事グループの経営理念 ……2
■定時株主総会招集ご通知 ……3
■議決権行使についてのご案内 ……4
■株主総会参考書類 ……6
■(ご参考)コーポレートガバナンスに対する取組の概要 ……28
■(ご参考)取締役及び監査役の選任基準 ……32
■(ご参考)当社の新たな役員報酬制度の概要 ……33
■事業報告 ……35
■(ご参考)住友商事グループのマテリアリティ(重要課題) ……66
■連結計算書類 ……67
■計算書類 ……70
■監査報告書 ……72

●当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項及び書類につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」

②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

●監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイトに掲載の事項及び書類を含む監査対象書類を監査しています。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項をお知らせいたします。

《 当社ウェブサイト 》
https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt

住友商事グループの経営理念

当社は、住友430年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- **健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。**
- **人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。**
- **活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。**

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書（もんじゅいんしいがき）」の精神を起源とし、430年にわたる長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

第一条　我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。

第二条　我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率･粗略な行動を戒めています。

ほかにも､「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「自利利他公私一如（じりりたこうしいちにょ）」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。

当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。

文殊院旨意書（1650年頃、初代政友晩年の教え）
（写真提供／住友史料館）

株主各位

（証券コード8053）
2021年5月27日
東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社
代表取締役
社長執行役員 CEO 兵頭誠之

定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第153期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、できる限り、当日のご出席を控えて、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類（6～27ページご参照）をご検討いただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただける場合には、**2021年6月17日（木曜日）の午後5時45分まで**にお願い申し上げます。

敬　具

記

日　時	**2021年6月18日（金曜日）午前10時（午前9時開場）**
場　所	**東京都港区虎ノ門二丁目10番4号** **The Okura Tokyo（オークラ東京）** **オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」** （最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が少なくなる見込です。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト（https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock）に掲載いたします。）
株主総会の目的である事項	●報告事項 1. 第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 ●決議事項 ＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞ 第1号議案　**剰余金の配当の件** 第2号議案　**取締役11名選任の件** 第3号議案　**監査役1名選任の件** 第4号議案　**取締役に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件** ＜株主提案（第5号議案）＞ 第5号議案　**定款の一部変更の件（パリ協定の目標に沿った事業活動のための事業戦略を記載した計画の策定、及び開示）**

以　上

＜議決権行使にあたってのご注意＞

本総会では、株主提案（第5号議案）がなされていますが、**当社取締役会としてはこの議案に反対しています。**つきましては、25～27ページの株主総会参考書類（当社取締役会の意見を含む。）をご検討いただき、4～5ページの議決権行使についてのご案内をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

株主総会へ出席

株主総会開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時
〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

書面による議決権行使

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時45分行使分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第5号議案は、株主様（1名）からのご提案です。**当社取締役会は、この議案に反対しています。**詳細は、25～27ページをご参照ください。

会社提案・
取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

会社提案・
取締役会の意見に
反対される場合

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。

③ 各議案について個別に指示する

各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了！

> **!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使について　0120-652-031　（9:00～21:00）
その他のご照会　0120-782-031　（平日9:00～17:00）

●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

②ログインする

議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する

パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

当期の親会社の所有者に帰属する当期損益(注1)は1,531億円の損失となりましたが、危機対応モードのもと、コスト削減やキャッシュ・フローマネジメントを通じた有利子負債の削減やリスクアセットとコア・リスクバッファーのバランス(注2)維持により財務健全性は計画どおり維持していることに加え、今後は収益力の回復とともに、財務健全性の維持・向上の見通しが立っていることから、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり 35円 総額　43,739,838,100円 なお、中間配当金として1株当たり35円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり70円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年6月21日

（ご参考）１株当たり配当金の推移

(注1)「親会社の所有者に帰属する当期損益」は、住友商事の株主に帰属する純損益を示しています。
(注2)「コア・リスクバッファー」とは、「資本金」、「剰余金」及び「在外営業活動体の換算差額」の和から「自己株式」を差し引いて得られる数値で、当社は、最大損失可能性額である「リスクアセット」を「コア・リスクバッファー」の範囲内に収めることを経営の基本としています。

第2号議案　取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者11名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、32ページをご参照ください。）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役在任期間	指名・報酬諮問委員会委員＊6
1	中村邦晴（なかむらくにはる）　再任	取締役会長	12年	○
2＊1	兵頭誠之（ひょうどうまさゆき）　再任	代表取締役　社長執行役員　CEO	3年＊5	○
3＊1	南部智一（なんぶとしかず）　再任	代表取締役　副社長執行役員 メディア・デジタル事業部門長　CDO＊2	2年	―
4＊1	山埜英樹（やまのひでき）　再任	代表取締役　専務執行役員 コーポレート部門　企画担当役員 CSO・CIO＊3	3年	―
5＊1	清島隆之（せいしまたかゆき）　再任	代表取締役　専務執行役員 コーポレート部門　人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO＊4	2年	―
6＊1	塩見勝（しおみまさる）　再任	代表取締役　常務執行役員 コーポレート部門　財務・経理・ リスクマネジメント担当役員　CFO	1年	―
7	江原伸好（えはらのぶよし）　再任　独立役員　社外取締役候補者	社外取締役	5年	◎
8	石田浩二（いしだこうじ）　再任　独立役員　社外取締役候補者	社外取締役	4年	○
9	岩田喜美枝（いわたきみえ）　再任　独立役員　社外取締役候補者	社外取締役	3年	○
10	山﨑恒（やまざきひさし）　再任　独立役員　社外取締役候補者	社外取締役	3年	―
11	井手明子（いであきこ）　再任　独立役員　社外取締役候補者	社外取締役	1年	―

（注）1. ＊1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。
2. ＊2 CDO　: Chief Digital Officer
3. ＊3 CSO　: Chief Strategy Officer、CIO : Chief Information Officer
4. ＊4 CAO　: Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer
5. ＊5 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。
6. ＊6 指名・報酬諮問委員会の委員は、本議案が承認された場合に予定しているものです（○は委員、◎は委員長を示します。）。同委員会の構成は、委員5名のうち3名が社外取締役となります。

候補者番号 **1** 中村 邦晴（なかむら くにはる）　再任

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1950年8月28日生	21回中21回（100%）	12年（本総会終結時）
	2020年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	11回中11回（100%）	155,600株

略歴、地位及び担当

1974年 4月　当社入社
2009年 6月　代表取締役　専務執行役員
2012年 4月　代表取締役　副社長執行役員
2012年 6月　代表取締役社長
2017年 4月　代表取締役社長　CEO
2017年 6月　代表取締役　社長執行役員　CEO
2018年 4月　代表取締役会長
2018年 6月　取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

日本電気株式会社　社外取締役
信越化学工業株式会社　社外取締役

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーショングループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から2018年3月まで代表取締役社長 CEO・代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2018年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **2** 兵頭 誠之（ひょうどう まさゆき）　再任

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年6月26日生	21回中21回（100%）	3年（本総会終結時）(*)
	2020年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	11回中11回（100%）	80,200株

(*) 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。

略歴、地位及び担当

1984年 4月　当社入社
2016年 6月　代表取締役　常務執行役員
2017年 4月　代表取締役　専務執行役員
2017年 6月　専務執行役員
2018年 4月　社長執行役員　CEO
2018年 6月　代表取締役　社長執行役員　CEO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商事会社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から代表取締役 社長執行役員 CEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **3** 南部 智一（なんぶ としかず）　再任

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年1月21日生	21回中21回（100%）	2年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		67,800株

略歴、地位及び担当

1982年 4月　当社入社
2012年 4月　執行役員
2015年 4月　常務執行役員
2017年 4月　専務執行役員
2019年 6月　代表取締役　専務執行役員
メディア・デジタル事業部門長
CDO
2020年 4月　代表取締役　副社長執行役員
メディア・デジタル事業部門長
CDO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、鋼管本部長、米州住友商事会社社長、メディア・ICT事業部門長等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **4** 山埜 英樹（やまの ひでき）　再任

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1960年2月23日生	21回中21回（100%）	3年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		29,152株

略歴、地位及び担当

1983年 4月　当社入社
2016年 4月　執行役員
2018年 4月　常務執行役員
2018年 6月　代表取締役　常務執行役員
コーポレート部門　企画担当役員
CSO・CIO
2020年 4月　代表取締役　専務執行役員
コーポレート部門　企画担当役員
CSO・CIO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にインフラ関連事業に携わり、環境・インフラプロジェクト事業本部長、経営企画部長等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 企画担当役員 CSO・CIOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **5** 清島隆之（せいしま たかゆき）

再任

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1962年1月1日生	21回中21回（100%）	2年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		31,100株

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
2016年 4月 執行役員
2019年 4月 常務執行役員
2019年 6月 代表取締役　常務執行役員
コーポレート部門
人材・総務・法務担当役員
CAO・CCO
2021年 4月 代表取締役　専務執行役員
コーポレート部門
人材・総務・法務担当役員
CAO・CCO (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業総括部長、米州住友商事会社副社長 兼 CFO、人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **6** 塩見勝（しおみ まさる）

再任

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1962年10月22日生	18回中18回（100%） (2020年6月19日就任以降の状況)	1年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		22,300株

略歴、地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2017年 4月 執行役員
2020年 4月 常務執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員
CFO
2020年 6月 代表取締役　常務執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員
CFO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に財務関連業務に携わり、アジア大洋州コーポレートユニット長、財務部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（財務担当）等を経て、現在は代表取締役 常務執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **7**

江原 伸好（えはら のぶよし）

再任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1951年10月17日生	21回中21回（100%）	5年（本総会終結時）
	2020年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	11回中11回（100%）	0株

略歴、地位及び担当

1978年 9月　モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー　入社
1980年 10月　ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー　入社
1988年 10月　同社　パートナー
1996年 11月　同社　リミテッド・パートナー
1999年 1月　ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役
2016年 6月　当社社外取締役（現職）
2020年 2月　ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー（2020年6月退任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり米国大手金融機関において要職を歴任し、プライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。江原伸好氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

江原伸好氏は、2020年6月までユニゾン・キャピタル株式会社のパートナーとして業務執行に携わっていました。当社は、同氏のユニゾン・キャピタル株式会社の代表取締役在任中に、同社が現在出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行い、株式会社地域ヘルスケア連携基盤の株主（ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。）との間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.001%未満及びユニゾン・キャピタル株式会社の運用資金総額の0.1%未満と僅少です。また、当社は、同氏のユニゾン・キャピタル株式会社の代表取締役在任中に、同社の運営するファンドとともに株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行い、同ファンドとの間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.01%未満及び同ファンドの運用資金総額の0.5%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。

候補者番号 **8**

石田浩二（いしだ こうじ）

再任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1947年6月22日生	21回中21回（100%）	4年（本総会終結時）
	2020年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	11回中11回（100%）	0株

略歴、地位及び担当

1970年 5月　株式会社住友銀行　入行
1997年 6月　同行　取締役
1999年 6月　同行　執行役員
2001年 1月　同行　常務執行役員　企画部長
2001年 4月　株式会社三井住友銀行　常務執行役員　経営企画部長
2002年 6月　同行　常務執行役員　本店第一営業本部長
2003年 6月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ　代表取締役　常務取締役
2004年 4月　同社　代表取締役　専務取締役
2005年 6月　同社　常任監査役（2006年6月退任）　株式会社三井住友銀行　監査役（2006年6月退任）
2006年 6月　三井住友銀リース株式会社　代表取締役社長 兼 最高執行役員
2007年10月　三井住友ファイナンス＆リース株式会社　代表取締役社長（2011年6月退任）(*)

(*) 2007年10月に、三井住友銀リース株式会社が住商リース株式会社と合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社となりました。同氏は、引き続き同社の代表取締役社長に就任しましたが、2011年6月をもって退任しました。

2011年 6月　日本銀行政策委員会審議委員（2016年6月退任）
2016年 7月　有限責任 あずさ監査法人　経営監理委員会委員
2017年 6月　当社社外取締役（現職）
2017年 7月　有限責任 あずさ監査法人　公益監視委員会委員（現職）

重要な兼職の状況

有限責任 あずさ監査法人　公益監視委員会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。石田浩二氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

石田浩二氏は、2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してから既に15年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。
また、同氏は、2011年6月まで当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の業務執行者を務めていましたが、退任してから既に9年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との間の取引額は、同社年間連結売上高及び当社年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。
また、同氏は、現在、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の公益監視委員会委員を兼務しています。同委員会は、同監査法人が公益性の観点からの監視機能を強化することを目的として設置した監視機関であり、また、外部の第三者として同委員会の構成員となっている同氏は、同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務には関与しないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。

候補者番号 **9**

岩田 喜美枝（いわた きみえ）

再任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1947年4月6日生	21回中19回（90.5%）	3年（本総会終結時）
	2020年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	11回中10回（90.9%）	0株

略歴、地位及び担当

1971年 4月　労働省（現：厚生労働省）入省
1996年 7月　大臣官房審議官
1998年 10月　大臣官房総務審議官
2001年 1月　厚生労働省　雇用均等・児童家庭局長（2003年8月退官）
2004年 6月　株式会社資生堂　取締役　執行役員
2007年 1月　内閣府　男女共同参画会議　議員
2007年 4月　株式会社資生堂　取締役　執行役員常務
2008年 4月　同社　取締役　執行役員副社長
2008年 6月　同社　代表取締役　執行役員副社長
2012年 3月　キリンホールディングス株式会社　社外監査役
2012年 4月　株式会社資生堂　取締役
2012年 6月　同社　顧問（2016年6月退任）
2012年 7月　日本航空株式会社　社外取締役（2018年6月退任）
公益財団法人21世紀職業財団　会長（2018年6月退任）
2013年 9月　内閣府　消費者委員会委員
2015年 10月　東京都監査委員（現職）
2016年 3月　キリンホールディングス株式会社　社外取締役（2019年3月退任）
2016年 4月　株式会社ストライプインターナショナル　社外取締役（2019年4月退任）
2018年 6月　当社社外取締役（現職）
2019年 6月　株式会社りそなホールディングス　社外取締役（現職）
味の素株式会社　社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

東京都監査委員
株式会社りそなホールディングス　社外取締役
味の素株式会社　社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり労働省（現：厚生労働省）において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。岩田喜美枝氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田喜美枝氏は、2012年3月まで株式会社資生堂の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

候補者番号 **10**

山崎（やまざき） 恒（ひさし）

再任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1948年11月14日生	21回中21回（100%）	3年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		0株

略歴、地位及び担当

1974年 4月　判事補任官
1995年 4月　東京地方裁判所判事部総括
2000年12月　家庭裁判所調査官研修所長
2002年12月　最高裁判所事務総局家庭局長
2005年12月　前橋地方裁判所長
2007年 2月　横浜家庭裁判所長
2008年12月　東京高等裁判所判事部総括
2009年 8月　東京家庭裁判所長
2011年 2月　札幌高等裁判所長官（2013年3月退官）
2013年 3月　公正取引委員会委員（2015年12月退任）
2016年 8月　弁護士（現職）
2017年 7月　全国農業協同組合連合会 経営管理委員（現職）
2018年 6月　当社社外取締役（現職）
株式会社東京商品取引所　社外取締役（2019年12月退任）
2020年 6月　株式会社かんぽ生命保険 社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

弁護士
全国農業協同組合連合会　経営管理委員
株式会社かんぽ生命保険　社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。山﨑恒氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

山﨑恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会は当社の取引先ですが、その取引額は、同連合会の年間連結事業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。
山﨑恒氏は、2020年6月に株式会社かんぽ生命保険の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、その就任前に、同社において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明し、同社は本件について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。同氏は、就任後において、顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしています。

候補者番号 **11**

井手（いで） 明子（あきこ）

再任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日	2020年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1955年2月28日生	18回中18回（100%） （2020年6月19日就任以降の状況）	1年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		0株

略歴、地位及び担当

1977年 4月　日本電信電話公社
（現：日本電信電話株式会社）入社
2006年 6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
（現：株式会社NTTドコモ）
執行役員　社会環境推進部長
2008年 7月　同社　執行役員　中国支社長
2012年 6月　同社　執行役員　情報セキュリティ部長
2013年 5月　らでぃっしゅぼーや株式会社
（現：オイシックス・ラ・大地株式会社）
代表取締役社長（2014年5月退任）
2013年 6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
（現：株式会社NTTドコモ）
執行役員　コマース事業推進担当
（2014年6月退任）
2014年 6月　日本電信電話株式会社
常勤監査役（2020年6月退任）
2018年 8月　NTT株式会社　監査役（2020年6月退任）
2020年 6月　当社社外取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役を務めるなど、情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。井手明子氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

井手明子氏は、2014年5月までらでぃっしゅぼーや株式会社（現：オイシックス・ラ・大地株式会社）の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。
井手明子氏が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモは当社の取引先ですが、その取引額は、同社の年間連結営業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

（注）1. 各候補者と当社との特別の利害関係
各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 独立役員
江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏、山﨑恒氏及び井手明子氏はいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. 責任限定契約の締結
当社は、中村邦晴氏、江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏、山﨑恒氏及び井手明子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を塡補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各候補者の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

（ご参考）取締役会の構成

本総会第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

取締役会	独立社外取締役の割合	女性取締役の割合

（注）当社のコーポレートガバナンスに対する取組の概要は、28〜31ページをご参照ください。

（ご参考）社外取締役の専門性・経験

氏名	専門性・経験					
	企業経営	投資	金融	法律	政府機関	情報・通信
江原　伸好 指名・報酬諮問委員会委員長*	●	●	●			
石田　浩二 指名・報酬諮問委員会委員*	●	●	●		●	
岩田　喜美枝 指名・報酬諮問委員会委員*	●				●	
山﨑　恒				●	●	
井手　明子	●					●

（注）＊は、本総会第2号議案が原案どおり承認可決された場合に予定しているものです。

第3号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、笠間治雄氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、当該候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、32ページをご参照ください。）

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

長嶋　由紀子（ながしま　ゆきこ）

新　任　社外監査役候補者　独立役員

生年月日	所有する当社株式数
1961年4月4日生	0株

略歴

1985年 4月　株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社
2006年 4月　同社　執行役員
2008年 1月　株式会社リクルートスタッフィング代表取締役社長（2016年4月退任）
2012年10月　株式会社リクルートホールディングス執行役員
2016年 6月　同社　常勤監査役（現職）
2018年 4月　株式会社リクルート常勤監査役（現職）
2019年 3月　日本たばこ産業株式会社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

株式会社リクルートホールディングス　常勤監査役
株式会社リクルート　常勤監査役
日本たばこ産業株式会社　社外取締役

社外監査役候補者とした理由等

長年にわたり大手人材総合サービス事業会社（持株会社）において要職を歴任し、グループ会社の経営者や持株会社の常勤監査役、大手企業の社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス等に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としました。

社外監査役候補者に関する特記事項

長嶋由紀子氏が2016年3月まで代表取締役を務めていた株式会社リクルートスタッフィングは当社の取引先です。同社と当社との間には、同社の売上高の一部を占める取引がありますが、その額は同社の年間売上高の0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

（注）1. 候補者と当社との特別の利害関係
長嶋由紀子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 独立役員
長嶋由紀子氏は、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は同氏を各取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
3. 責任限定契約の締結
本議案が承認された場合、当社は、長嶋由紀子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、長嶋由紀子氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

（ご参考）監査役会の構成

本総会第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏　名		当社における地位	監査役在任期間
細　野　充　彦	現任	常任監査役（常勤）	2年
村　井　俊　朗	現任	監査役（常勤）	3年
永　井　敏　雄	現任 独立役員	社外監査役	5年
加　藤　義　孝	現任 独立役員	社外監査役	5年
長　嶋　由　紀　子	新任 独立役員	社外監査役	—

（注）1. 監査役在任期間は、本総会終結時のものです。
2. 当社のコーポレートガバナンスに対する取組の概要は、28〜31ページをご参照ください。

第4号議案　取締役に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において、「年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億円以内）」とご承認いただいております。この報酬は、取締役（社外取締役を除き、取締役会長を含む。以下「対象取締役」という。）については例月報酬並びに「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」（以下、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を併せて「現行株式報酬」という。）で構成され、社外取締役については例月報酬のみで構成されています。現行株式報酬については、上記報酬枠の範囲内で、「譲渡制限付株式報酬」については年額1億3,000万円以内、「業績連動型株式報酬」については年額4億3,000万円以内（合計年額5億6,000万円以内）の金銭報酬債権を支給することにつきご承認をいただいております。なお、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）に対する業績連動賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、上記報酬枠とは別枠で、毎年、株主総会のご承認を得て支給しています。

今般、当社は役員報酬制度の一部を見直すこととし、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めるという現行株式報酬の目的を更に推し進めることを目的として、以下のとおり、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を一本化して、上記の報酬枠（年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億円以内））の範囲内、かつ、後記(2)の上限の範囲内で、対象取締役に対して、報酬等として、当社の業績条件（株価評価）に従った数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度の導入に伴い、2021年6月以前に既に評価期間が開始している現行の「業績連動型株式報酬」を除き、今後、現行株式報酬に基づく当社普通株式の新たな交付は行わないこととといたします。ただし、2021年6月以前に既に評価期間が開始している現行の各「業績連動型株式報酬」については、当該「業績連動型株式報酬」に基づき交付すべき株式数を基準として、①本総会終結前に既に退任している対象取締役に対しては、現行の「業績連動型株式報酬」に従い、譲渡制限付株式でない当社普通株式を交付し、②本総会終結以後に退任する対象取締役に対しては、後記(6)から(8)までに定める条件と同様の条件にて、譲渡制限付株式として当社普通株式を交付し、又は、これに代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができることといたしたいと存じます。

なお、現在の対象取締役は6名です。また、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も、対象取締役の人数に変更はありません。

【本制度の内容】

(1) 本制度の概要

本制度は、各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の開始月（各年の定時株主総会の日の属する月）から3年間を評価

期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率（以下(4)の算定式をご参照ください。）に応じて算定する数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する業績連動型の株式報酬制度です。当社は、原則として評価期間終了後、当社普通株式を割り当てるために、以下のいずれかの方法により、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

初回の評価期間は2021年6月から2024年6月までであり、以後、毎年6月からその3年後の6月までが評価期間となります。

対象取締役への当社普通株式の交付は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社普通株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定していません。

(2) 本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する各役務提供期間に係る報酬の上限額は年額6億5,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年30万株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

(3) 1株当たりの払込金額

上記(2)の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込み等は要しませんが、対象取締役の報酬額を、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出した額その他の公正な評価額とし、②現物出資交付の場合は、当社普通株式の発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。②の場合、本制度により割当てを受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 取締役が交付を受ける当社普通株式の数の算定方法

本制度において、評価期間終了後に各対象取締役に譲渡制限付株式として交付する当社普通株式

の数（以下「交付株式数」という。）は、①当社取締役会において対象取締役毎に決定した株式数（以下「基準交付株式数」という。）に、②当社株式成長率に応じて決定される株式交付割合（以下「株式交付割合」という。）を乗じて決定いたします。当社株式成長率は、評価期間中の当社TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、評価期間中の東証株価指数（以下「TOPIX」という。）の成長率で除して算出いたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。ただし、役務提供期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うことといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他以下の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

＜算定式＞

交付株式数＝基準交付株式数　×　株式交付割合

基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役毎に決定

株式交付割合：（次ページのグラフ参照）

① 当社株式成長率が50％未満の場合　：0％

② 当社株式成長率が50％以上150％以下の場合：当該当社株式成長率

③ 当社株式成長率が150％を超える場合　：150％

当社株式成長率＝{（B＋C）÷A}÷{E÷D}

A: 評価期間開始月（当年6月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値

B: 評価期間終了月（3年後の6月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値

C: 評価期間中の剰余金の配当に係る当社普通株式1株当たり配当総額

D: 評価期間開始月（当年6月）のTOPIXの単純平均値

E: 評価期間終了月（3年後の6月）のTOPIXの単純平均値

＜株式交付割合＞

(5) 交付要件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社普通株式を交付するものといたします。

① 役務提供期間中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと

② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと

③ 当社取締役会が定めたその他譲渡制限付業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(6) 役務提供期間中の退任等の取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、①役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任若しくは退職する場合、又は、②役務提供期間経過後、本制度に基づく当社普通株式の交付の前に対象取締役が取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任若しくは退職する場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付に代えて、対象取締役の在任月数を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(7) 組織再編等における取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付に代えて、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(8) 対象取締役に対して交付する当社普通株式の譲渡制限等の概要

本議案に基づく当社普通株式の交付に関して、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から対象取締役が当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）とし、譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

③ 当社による無償取得

当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

【本制度に基づき報酬等を支給することが相当である理由】

本制度の導入につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成されている指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ており、その内容も、以下のとおり相当なものであると判断しております。

① 本制度に基づく報酬等の支給は、当社が取締役会において決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（その概要は本招集ご通知60～62ページに記載のとおり）に沿うものであること

② 評価期間中における業績条件（株価評価）を設定し、かつ、当該条件の達成度に応じて株式を交付すること、及び、交付する株式につき一定の譲渡制限を設定することによって、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上にむけた取組を促進するとともに、現行株式報酬に比して業績連動性（株価連動性）を更に高めることにより、株主の皆様との一層の価値共有を更に推し進めるものであること

③ 本制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の上限数の合計（年30万株）は、当社発行済株式総数1,251,253,867株（2021年3月31日現在）の約0.02％（本制度に基づき10年間にわたって当社普通株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約0.2％）に相当し、その希釈化率は軽微であること

【ご参考】

本制度は、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営戦略と連動し、持続的な成長を後押しする、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の新たな報酬制度の一環として導入するもので、当社は、取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。本議案が原案どおり承認可決された場合の「当社の新たな役員報酬制度の概要」につきましては、33〜34ページをご参照ください。

＜株主提案＞

本議案は、株主様1名からのご提案によるものです。

なお、以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

第5号議案　定款の一部変更の件（パリ協定の目標に沿った事業活動のための事業戦略を記載した計画の策定、及び開示）

提案の内容（議案の要領）

「当会社が気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同していることに留意し、当会社は、石炭、石油、ガス事業関連資産の保有量、事業規模をパリ協定の目標に沿ったものにするための指標と短期、中期、長期の目標を含む事業戦略を記載した計画を決定し、年次報告書にて開示する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

本提案は、当会社がパリ協定の目標に沿った事業を行うための指標及び目標を含む事業戦略を記載した計画の決定・開示を通して、気候変動リスクの適切な管理及び株主資産の保全を目的としている。

気候変動は、人間社会及び経済システムに深刻なリスクをもたらす。この危機を回避するための条約であるパリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度を十分に下回ること並びに1.5度に留めるよう努力することを目標にしている。

他の商社が石炭関連資産（一般炭鉱及び発電所）を処分する中、当会社の石炭事業方針は現在でも、既存の炭鉱取得や発電所新設を許容している。当会社は、石油、ガス事業に関しても、パリ協定と整合するカーボンニュートラル化への道筋を示していない。当会社は、自らの不十分な方針とその実行により脱炭素経済への移行に伴う重大な経済リスクに晒される。本提案により株主は、当会社の当該リスク管理が適切か否かを知り得る。

当社取締役会の意見

反 対	取締役会としては、本株主提案に **反対** いたします。

1. 当社取締役会の意見とその理由

当社は、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動緩和を重要社会課題の一つとして捉えており、パリ協定で定められた目標の達成を含む気候変動緩和の各種課題解決を目指しています。

この前提のもと、当社は、後述の第2項の経営方針に基づいて、定款に定める多様な事業を手掛けるとともに、気候変動問題に関するリスクを適切に管理し、企業価値の毀損を防止しつつ、変化を機会と捉えて持続的成長と企業価値の拡大に努めることで、これからも株主の皆様の期待に応えてまいります。

また、当社は本株主提案に含まれる事業戦略を記載した計画の策定や開示に既に取り組んでおり、

本株主提案が求める内容を新たに定款に記載する必要はございません。なお、定款は会社の組織等に関する基本的な事項を定めるものであり、また、必要に応じて機動的に方針や計画を変更し、それを速やかに実行していく観点から、個別具体的な方針等を定めることはせず、現行定款の内容を維持したいと考えています。

したがって、当社は本株主提案に反対いたします。

2. 取締役会意見の決定に至った背景

（1）当社のこれまでの取組

当社グループは、その経営理念において、健全な事業活動を通じて、株主、取引先、地域社会の人々、社員も含めた、世界中の人々の経済的・精神的な豊かさと夢を実現することを社会的使命として掲げ、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指しています。当社には、約430年前から説かれている住友の事業精神、「自利利他公私一如」（自らに価値をもたらすと同時に自らを取り巻く社会にも価値をもたらし、ともに成長を実現すべし）という考えのもと、環境問題や地域社会への貢献にいち早く取り組む精神が受け継がれています。これは、2020年6月に目標に掲げた「2050年の事業活動におけるカーボンニュートラル化」にも表れています。

2020年に、サステナビリティ経営の高度化の一環で、当社が取り組むべき6つの重要社会課題「気候変動緩和」「循環経済」「人権尊重」「地域社会・経済の発展」「生活水準の向上」「良質な教育」を定め、各課題の長期目標を設定し、率先して「2050年の事業活動におけるカーボンニュートラル化」を掲げて活動してきました。2021年5月7日には、長期目標の実現に向けた中期目標とKPIも策定し、新中期経営計画や気候変動問題に対する方針の見直しと合わせて対外発表しました。

（2）2050年カーボンニュートラル化に向けた中期目標と気候変動方針の見直しについて

今般新たに対外発表を行った以下の内容は、火力発電事業や化石エネルギー権益事業の方針などカーボンニュートラル化に向けた道筋を具体的に示したものであり、ステークホルダーのご意見を踏まえ、経営会議及び取締役会における徹底した議論を経て機関決定しました。

重要社会課題「気候変動緩和」に向けた長期・中期目標

長期目標	2050年の事業活動のカーボンニュートラル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦
中期目標	**当社グループのCO2排出量を、2035年までに50%以上削減（2019年比）** ■発電事業のCO2排出量を2035年までに40%以上削減（内、石炭火力発電については、60%以上削減）。 2035年の発電ポートフォリオ [持分発電容量：石炭20%、ガス50%、再エネ30%] (＊1) ■化石エネルギー権益事業から生じる間接的CO2排出量 (＊2) を2035年までに90%以上削減 ■上記以外の事業におけるCO2排出量の削減 (＊3) **社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築** ■水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開、 再生可能エネルギー供給の拡大[2030年までに3GW以上] (＊4)、新たな電力・エネルギーサービスの拡大 ■電化・燃料転換、エネルギー効率･炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大 ■カーボンリサイクル、森林事業、CCS、排出権取引等によるCO2吸収・固定・利活用の推進

（＊1）2020年現在：石炭 50%、ガス 30%、再エネ 20%
（＊2）他者のエネルギー資源使用に伴う間接排出量
（＊3）個別事業で目標を設定し削減に注力
（＊4）2020年現在：1.5GW（1GW=10億W）

気候変動問題に対する方針の見直し

	見直し 前	見直し 後
発電ポートフォリオ（持分発電容量ベース）	2019年 現在 石炭50%、ガス30%、再エネ20% 2035年 石炭30%、ガス40%、再エネ30%	**2035年 石炭20%、ガス50%、再エネ30%**
石炭火力発電事業	新規の開発は行わない。 ただし、地域社会における経済や産業発展に不可欠で、国際的な気候変動緩和の取組みや動向を踏まえた、日本国およびホスト国の政策に整合する案件は、個別に判断する。	**石炭火力については、新規の発電事業・建設工事請負には取り組まない（＊1）。また、石炭火力発電事業については、2035年までにCO2排出量を60%以上削減（2019年比）し、2040年代後半には全ての事業を終え石炭火力発電事業から撤退する。**
一般炭鉱山開発事業	現在の持分生産量を上限とし、 かつ新規開発案件は取り組まない。	**今後新規の権益取得は行わず、2030年に 一般炭鉱山持分生産量ゼロを目指す。**

（＊1）唯一の例外として、当社が建設請負工事業者として現在参画しているバングラデシュ マタバリ1＆2の拡張案件として同国・本邦政府間で検討が進められているマタバリ3＆4号機については、今後、様々なステークホルダーと対話を重ね、パリ協定との整合性を確認したうえで、参画の是非を検討する。（当社として、今後検討する可能性がある石炭火力発電事業・建設工事請負案件は本件のみ）

今後は、これらの目標の進捗をモニタリングし、当社グループの事業ポートフォリオが社会に求められる価値を創造していけるよう、戦略的な経営資源配分を進めていきます。

(3) 気候変動問題に関する当社の開示方針

当社は、『統合報告書』において、経営理念や、地球環境との共生などの6つのマテリアリティを起点とした経営戦略を示し、毎年の活動状況を開示し、また『ESGコミュニケーションブック』において、非財務情報を中心にサステナビリティに関する情報を開示しております。さらに2019年3月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同し、2020年からESGコミュニケーションブックにおいて、そのフレームワークに沿った開示を行っております。今後も、リスク分析の対象範囲やシナリオの拡充（対象事業・対象リスクの拡大、1.5度シナリオの考慮等）、中期・長期目標達成に向けた施策の開示、定量情報等開示データの更なる充実に努め、2021年版のESGコミュニケーションブックにて反映します。

(4) リスク管理とガバナンス

当社は、当社グループの気候変動関連リスクの状況について、定期的に経営会議・取締役会にてモニタリングを行っています。さらに、2020年4月からは、新規投融資の実行前に、社会・環境への影響に関する評価を踏まえた意思決定がなされる体制も整えております。

また、気候変動に関わる事項は、サステナビリティ推進委員会で議論し、経営会議及び取締役会（取締役11名中5名が社外取締役、監査役5名中3名が社外監査役）で活発な議論を行い、決定しています。

(5) 将来への布石

当社は、新中期経営計画の重点施策として、脱炭素・循環型エネルギーシステムによるカーボンニュートラル社会の実現に資する次世代事業の創出を掲げ、エネルギーイノベーション・イニシアチブを2021年4月に新設しました。

この新組織を通じて、社内外の多様な知見・人材を活用した多角的なアプローチにより、バリューチェーン全体を俯瞰し、「カーボンフリーエネルギーの開発・展開」「新たな電力・エネルギーサービスの拡大」「CO2の吸収・固定・利活用」の3つのテーマを軸に、エネルギーマネジメントビジネスの創出に注力します。この取組により、「気候変動緩和」「循環経済」などの重要社会課題を解決し、カーボンニュートラル社会の実現に貢献します。

上記のとおり、当社は、気候変動緩和を、サステナビリティ経営を推進・加速するための重要社会課題の一つとして設定し、リスクだけでなく機会と捉え、施策、開示、リスク管理、ガバナンスの観点で取組を強化・改善しており、2050年のカーボンニュートラル化及び2035年の中期目標の達成に向けて、具体的な取組を通じて当社企業価値の向上に努めております。

以　上

（ご参考）コーポレートガバナンスに対する取組の概要（注1）

1．コーポレートガバナンスの基本原則

当社は、「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したものであり、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの継続的な強化を図っています。

2．コーポレートガバナンス体制と特徴

当社では、監査役会設置会社制度のもと、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の設置により経営の監督・監視機能を強化するとともに、執行役員制度の導入・経営会議の設置等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築しています。

3．「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役及び取締役会

①取締役会の構成・社外取締役の選任

取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保しています。また、取締役11名のうち、経験や専門性が異なる社外取締役5名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図っています。各社外取締役は、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（32ページをご参照ください。）を満たしています。

②取締役会での審議の充実、モニタリング機能の強化

取締役会では、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選し、同時に、取締役会のモニタリング機能を強化するために、取締役会への報告事項を充実させ、取締役会が業務執行の監督に一層注力できるようにしています。また、重要なテーマについては決議に先立って自由に意見交換する機会を設けています。

③取締役会長・社長執行役員の職務の分離及び在任期間の制限

相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。取締役会長の役割は、経営の監督を行うことであり、日常の業務執行に関与せず、代表権もありません。また、取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

④取締役会の諮問機関の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）を設置しています。同委員会は、①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、②取締役会長の選定・解職の方針・手続、③取締役及び監査役の指名基準、④社長執行役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む。）、⑤取締役及び監査役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む。）、⑥経営会議構成員の選任、⑦取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠、⑧顧問制度に関する検討を行い、その結果を取締役会に答申します。

（注1）取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2021年3月31日時点の状況を記載しています。

【取締役会評価の実施】
取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2020年度は、取締役会の実効性を更に高めるための取組につなげることを目的に、2019年度に引き続き、アンケート（回答は匿名）に加え、第三者によるインタビューも実施しました。2020年度の取締役会の実効性評価及びその結果の概要は、以下のとおりであり、これらの内容は、2021年5月7日開催の取締役会で報告され、審議されました。

1．評価の手法

(1) 対象者：取締役全員（11名）及び監査役全員（5名）
(2) 実施方法：2020年11月～2020年12月にアンケート（回答は匿名）及びインタビューを実施しました。＊実施に当たっては第三者（外部コンサルタント）を活用
(3) 評価項目：①取締役会で議論すべき事項の選定 ②外部環境や経営環境の変化を踏まえた議論 ③取締役会構成員への事前の十分な情報提供 ④十分に議論を尽くしたうえでの合意形成 ⑤社外取締役の役割発揮 ⑥議長の役割発揮 ⑦取締役（⑤、⑥以外）の役割発揮 ⑧総合評価　等
(4) 評価プロセス：第三者（外部コンサルタント）が集計したアンケート及びインタビューの回答内容をもとに、分析した結果を取締役会に報告し、審議しました。

2．評価結果の概要とその対応

第三者による評価・分析の結果、概ね実効的に機能していると評価されました。主に、次のとおり肯定的な意見が多数を占めました。

- 2019年度の実効性評価を受けて取り組んだ議題の設定（アジェンダセッティング）の結果、重点的に議論すべきテーマに十分な時間を割くことができた。
- 取締役会での各事業部門からの定例報告では、これまでの継続的な改善の取組の結果、各事業部門の業績のみならず、戦略や課題とその対処方針の議論が中心となり、ポイントが絞り込まれることとなった。
- 取締役会付議案件の社外取締役及び監査役への事前説明により、直ちに審議に入ることができ、また議論の焦点も絞り込まれていることから建設的な議論ができており、実効的な運営となっている。また、取締役会とは別に設定されるオフサイト・ミーティングでも、重要かつ多様な経営課題について自由で活発な意見交換が行われており、取締役会を補完し、有効に機能している。
- 取締役会議長は、中立かつ公平に、十分な議論を促しつつ、出席者の発言を引き出すように采配しており、議論の活性化に資する議事運営を行っている。

2020年度は中期経営計画の進捗レビュー、各事業部門の事業戦略と課題への対応のモニタリングや人材戦略等に関する審議の充実などの改善施策に取り組みましたが、評価の結果を踏まえ、2021年度も引き続き、取締役会の実効性の更なる向上のための課題として、重要な経営戦略・方針に関する議論のより一層の充実を図るとともに、新中期経営計画の進捗レビュー（経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略、サステナビリティ経営の諸施策のモニタリングを含む。）等に取り組んでいくことが確認されました。

(2) 監査役及び監査役会

①監査役体制の強化・充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、監査役5名のうち3名を法律又は会計の専門家からなる社外監査役としており、多角的な視点からの監査体制となっています。また、全ての社外監査役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（32ページをご参照ください。）を満たしています。

②監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会その他重要な社内会議に出席するほか、子会社の監査役等と情報連絡会を行うなどしています。

③内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るなど、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

(3) 取締役・監査役のトレーニング及び情報提供

社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画及びリスク管理体制などについて説明する機会を設けています。これに加え、取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行えるよう、必要に応じて書籍を配布するとともに、セミナーやeラーニングなどの機会も提供しており、これらに要する費用の支援も行っています。

また、住友の事業精神への理解を深めるため、原則として社外取締役・社外監査役は就任年度中に住友関連施設を訪問することとしています。さらに、社外取締役には、少なくとも毎年国内1回及び海外1回の現場視察の機会を提供するようにしています。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況に鑑み、海外の現場視察を中止しました。

4.「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

①株主総会に関連した取組

定時株主総会の約3週間前に招集通知を発送するとともに英訳版も作成し、招集通知の発送に先立って当社ウェブサイトに掲載しています。さらに、インターネットによる議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、株主総会の様子を株主向けにインターネット上で同時配信しているほか、当社ウェブサイトにて、株主総会終了後一定期間、株主総会の模様を動画配信しています。

②各種情報の開示

当社ウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である統合報告書を発行し、財務情報のみならず、非財務情報についても積極的な情報開示を行っています。

③IR・SR活動

株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行っています。また、海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しているほか、個人投資家向けには、全国主要都市で会社説明会を開催しています(注2)。さらに、当社株式を実質的

に保有する国内及び欧州・北米の機関投資家の議決権行使担当者等と面談し、当社の環境（E）、社会（S）及びガバナンス（G）に関する取組や方針等について建設的な対話（エンゲージメント）を行っています[注2]。
今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト（https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail）に詳細な内容を掲載しています。

（注2）2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、いずれもウェブ上で実施しました。

（ご参考）取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第４条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第４条

① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体に所属する者）
6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者である者）
8. 過去３年間において、上記１から７のいずれかに該当していた者
9. 上記１から８のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の２％を超える場合をいう。

（ご参考）当社の新たな役員報酬制度の概要

第4号議案が原案どおり承認された場合の当社の新たな役員報酬制度の概要は、以下のとおりです。

役員の報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象			
		業務執行取締役／執行役員（注1）	取締役会長（注2）	社外取締役（注3）	監査役（注4）
固定	例月報酬	●	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	–	–	–
	譲渡制限付業績連動型株式報酬	●	●	–	–

（注1）業務執行取締役及び執行役員の報酬は、「例月報酬」「業績連動賞与」「譲渡制限付業績連動型株式報酬」により構成されています。
（注2）取締役会長の報酬は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」にて定めているとおり、経営の監督並びに財界活動及び対外活動を主たる役割としていることから、「例月報酬」に加え、株主価値の向上に資する「譲渡制限付業績連動型株式報酬」により構成されています。
（注3）社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給します。
（注4）監査役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監査する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給します。なお、各監査役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。
（注5）取締役の個人別の報酬等の内容については、当該内容に係る決定方針を取締役会で決議しました。当該方針の詳細は、本招集ご通知60ページ～62ページに記載のとおりです。

（1）業務執行取締役及び執行役員の報酬水準及び報酬構成比率

- 外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準及び報酬構成比率を設定しています。
- 業務執行取締役の報酬構成比率は、連結純利益（注6）及び基礎収益キャッシュ・フロー（注7）が2,000億円、株式成長率（注8）が100%の場合に、例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬がそれぞれ以下のとおりとなるように設定しています。

代表取締役　社長執行役員　CEO　40：35：25
その他業務執行取締役　47.5：32.5：20

業績達成シナリオ毎の代表取締役　社長執行役員　CEOの報酬イメージは、右記グラフのとおりです。

（注6）「連結純利益」は、国際会計基準（IFRS）の「当期利益（親会社の所有者に帰属）」と同じ内容を示しています。
（注7）「基礎収益キャッシュ・フロー」＝「基礎収益(*)」－「持分法による投資損益」＋「持分法投資先からの配当」
*：「基礎収益」＝（「売上総利益」＋「販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）」＋「利息収支」＋「受取配当金」）×（1－31%）＋「持分法による投資損益」
（注8）「株式成長率」＝｛（評価期間終了月平均当社株価＋評価期間配当総額）÷（評価期間開始月平均当社株価）｝÷｛（評価期間終了月平均TOPIX）÷（評価期間開始月平均TOPIX）｝

(2) 業績連動賞与

経営戦略との関連性を強化するという観点から、新中期経営計画「SHIFT 2023」における業績管理指標に応じて総支給額を決定し、各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、年度末終了後に支給します。また、各役員の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（全社重要課題であるデジタルトランスフォーメーション（DX）によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化及びDiversity & Inclusionの推進等）の両側面により行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は、原則として50：50とします。

［業績連動賞与の総支給額（イメージ）］

(3) 譲渡制限付業績連動型株式報酬

当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、原則として毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合）に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付します。なお、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とします。

［当社株式成長率の評価期間(イメージ)］

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
2021年プラン	株価評価期間			●株式交付		
2022年プラン		株価評価期間			●株式交付	
2023年プラン			株価評価期間			●株式交付

［交付株式数の算定方法］

交付株式数 ＝ 役位別基準交付株式数 × 当社株式成長率（株式交付割合）× 役務提供期間比率

（ご参考）旧役員報酬制度との比較

＜代表取締役　社長執行役員　CEOの報酬構成比率（イメージ）＞

(注)上記の図は、一定の業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

Ⅰ．住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

（1）企業環境

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的な大流行）により、戦後最悪となる深刻な景気後退に直面しました。このパンデミックの収束が各国当局の最重要課題となり、厳しい移動制限が課されたことで、社会活動は前例がないほどの制約を受けました。その結果、消費者マインドは著しく減退し、生産活動も大きく停滞しました。

期中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の一時的な鈍化や各国当局による積極的かつ大規模な財政・金融支援の効果により、急速な景気回復基調が強まりましたが、期末になると、多くの地域で再び感染が拡大し、経済活動へ悪影響を及ぼしました。

国際商品市況では、特に米国産の原油が大幅な供給過剰となり、価格がマイナスに陥るなど、需給バランスの悪化による不安定な価格推移が目立ちました。

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により著しく停滞しました。また、世界経済の景気後退の影響を受け、輸出入は大幅に抑制されました。しかし、感染拡大状況が徐々に落ち着くにつれ、地域・産業にばらつきは見られるものの、日本の内外需は回復基調となりました。

（2）全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失（注1）は1,531億円の損失となり、前期に比べ3,244億円の減益となりました。一過性損益については、複数の案件において減損損失などを計上したことから約3,510億円の損失となり、前期に比べ約2,740億円損失が増加しました。一過性損失を計上した主な案件は右記のとおりです。

セグメント	案件	当期利益又は損失への影響額（億円）
金属	鋼管事業	△340
	インド特殊鋼事業	△80
輸送機・建機	インドネシア自動車金融事業	△200
	リビア自動車流通事業	△60
インフラ	EPC工事遅延に伴う追加コスト	△540
	豪州発電事業（Bluewaters）	△260
	アラブ首長国連邦発電・造水事業（Shuweihat1）	△100
生活・不動産	欧米州青果事業（Fyffes）	△380
資源・化学品	マダガスカルニッケル事業	△850
消去又は全社	繰延税金資産の取り崩し	△280
	その他	△420
合計		△3,510

（注）EPCについては、(3)セグメント別の状況の②セグメント別の業績概要のインフラ事業部門の業績概要に記載している注2をご参照下さい。

（注1）「親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失」は、住友商事の株主に帰属する純損益を示しています。

一過性を除く業績は約1,980億円となり、前期に比べ約500億円の減益となりました。非資源ビジネス(注2)は、メディア・デジタル事業部門の国内主要事業会社が堅調に推移した一方で、電力EPC案件のピークアウトや、北米鋼管事業や自動車関連事業が減益となりました。また、資源ビジネス(注3)は、操業停止の影響によりマダガスカルニッケル事業が減益となったほか、資源価格の下落及び販売数量の減少などにより豪州石炭事業が減益となりました。

(単位：億円)	第152期(2019年度)	第153期(2020年度)	増減
当期利益又は損失(親会社の所有者に帰属)	1,714	△1,531	△3,244
一過性損益	約 △770	約 △3,510	約 △2,740
一過性を除く業績	約 2,480	約 1,980	約 △500
(内、資源ビジネス)	(250)	(90)	(△160)
(内、非資源ビジネス)	(2,230)	(1,890)	(△340)
基礎収益(注4)	2,220	38	△2,182
基礎収益キャッシュ・フロー(注5)	2,390	1,308	△1,083

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、円安の影響により増加した一方、営業資産が減少したことに加え、複数の案件で減損損失を計上したことなどから、前期末に比べ486億円減少し、8兆800億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分(注6)は、円安の影響により増加した一方、親会社の所有者に帰属する当期損失を認識したことや配当金の支払があったことなどから、前期末に比べ162億円減少し、2兆5,280億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債(注7)は、前期末に比べ1,684億円減少し2兆3,004億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ(注8)は、0.9倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金の減少に加え、コアビジネスが資金を創出し、基礎収益キャッシュ・フローが1,308億円のキャッシュ・インとなったことなどから、合計で4,671億円のキャッシュ・インとなりました。

(注2) 非資源ビジネスとは、全社で行っているビジネスのうち、資源ビジネス以外のビジネスを指します。
(注3) 資源ビジネスとは、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」が行っているビジネスを指します。
(注4) 「基礎収益」＝（売上総利益＋販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）＋利息収支＋受取配当金）×（1－税率）＋持分法による投資損益
(注5) 「基礎収益キャッシュ・フロー」＝基礎収益－持分法による投資損益＋持分法投資先からの配当
(注6) 「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち住友商事の株主に帰属する持分を示しています。
(注7) 「有利子負債」には、社債及び借入金（流動・非流動）の合計であり、リース負債は含まれていません。
(注8) 「ネットのデット・エクイティ・レシオ」（Debt-Equity Ratio）は、現預金ネット後の有子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、メキシコ完成車製造事業や米国タイトオイル・シェールガス事業の売却など、資産入替による回収が約1,100億円あった一方で、三井住友ファイナンス&リース株式会社への追加出資やSCSK株式会社における設備投資など、約2,600億円の投融資を行ったことなどから、1,201億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは、3,470億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済や配当金の支払などにより、4,664億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末に比べ1,114億円減少し5,990億円となりました。

③ 2020年度年間配当金

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2020年度の親会社に帰属する当期損益は1,531億円の損失となりましたが、危機対応モードのもと、コスト削減やキャッシュ・フローマネジメントを通じた有利子負債の削減やリスクアセットとコア・リスクバッファーのバランスの維持により、財務健全性は計画どおり維持しています。また、今後は収益力の回復とともに、財務健全性の維持・向上の見通しが立っていることから、2020年度の年間配当金は、1株当たり70円としています。中間配当金は35円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり35円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

なお、2021年度の年間配当金予想額は、連結業績の見通し2,300億円を踏まえ、1株当たり70円としています。詳細については、後記の『２．対処すべき課題　新中期経営計画「SHIFT 2023」』の「⑥株主還元（配当方針）と2021年度の年間配当金予想額」に記載のとおりです。

(3) セグメント別の状況

① セグメント別当期利益又は損失

当期利益又は損失（△）（親会社の所有者に帰属）

左：第152期（2019年度）　右：第153期（2020年度）

（注）1．上記「当期利益又は損失（△）（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた計と合計値は必ずしも一致していません。
2．当社は、2020年4月1日付で、輸送機・建機事業部門傘下にあった自動車部品製造・販売事業の一部を金属事業部門傘下の組織に、リチウムイオン電池の二次利用事業をインフラ事業部門の傘下に移管しました。これに伴い、前期のセグメント別当期利益又は損失は、組み替えて表示しています。

② セグメント別の業績概要

金属
事業部門

当期利益又は損失(△)
(親会社の所有者に帰属)
(単位：億円)

業績概要

北米鋼管事業が減益となった一方、鋼管事業での減損損失が減少したことなどから、前期に比べ148億円改善したものの、356億円の損失となりました。

事業概要

- 薄板・厚板・線材などの鋼材及び油井管・ラインパイプなどの鋼管をはじめとした鉄鋼製品並びにアルミ・チタンなどの非鉄金属製品の取引
- 鋼材・鋼管・非鉄金属の各種加工及び関連事業

サミットスチール社 スチールサービスセンター

輸送機・建機
事業部門

当期利益又は損失(△)
(親会社の所有者に帰属)
(単位：億円)

業績概要

リース事業、自動車関連事業などが減益となったことに加え、インドネシア自動車金融事業で減損損失や現地政府の新型コロナウイルス感染症の緊急対策導入に伴う返済猶予等に関する引当金などの一過性損失を計上したことなどから、前期に比べ480億円減益の175億円の損失となりました。

事業概要

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業

鉱山用超大型建機(カナダ)

インフラ
事業部門

当期利益又は損失(△)
(親会社の所有者に帰属)
(単位：億円)

業績概要

大型EPC案件のピークアウトや工事遅延に伴う追加コストを計上したことに加え、豪州発電事業やアラブ首長国連邦の発電・造水事業で減損損失などの一過性損失を計上したことなどから、前期に比べ1,171億円減益の556億円の損失となりました。

事業概要

- 国内電力小売事業、エネルギーマネジメント事業、水事業、交通輸送インフラ関連事業、空港・スマートシティ開発などの社会インフラ事業
- 再生可能エネルギーを含む国内外のIPP事業(注1)、電力EPC事業(注2)などの電力インフラ事業
- 総合物流事業、港湾の開発・運営、海外工業団地の開発・運営、各種保険の手配及び保険商品の開発などの物流インフラ事業

太陽光発電所(福島県南相馬市)

(注1)当社がIPP(Independent Power Producer = 独立系発電事業者)として発電設備を所有し、発電した電気を現地の電力公社などに販売する事業。
(注2)当社が発電所の設計(Engineering)、調達(Procurement)及び建設(Construction)を一括して請け負う事業。

メディア・デジタル
事業部門

業績概要

国内主要事業会社が堅調に推移したことなどから、前期に比べ60億円増益の443億円となりました。

事業概要

- ケーブルテレビ、第5世代移動通信システム（5G）関連事業、多チャンネル番組供給、テレビ通販事業及びデジタルメディアなどのメディア事業
- ICTプラットフォーム・ITソリューション事業、グローバルCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）事業(注1)などのデジタル事業
- 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業(注2)

ショップチャンネル　新スタジオ

生活・不動産
事業部門

業績概要

国内スーパーマーケット事業が好調に推移した一方、不動産事業で前期に大口案件の引渡しがあったことや、欧米州青果事業で減損損失を計上したことなどから、前期に比べ596億円減益の84億円の損失となりました。

事業概要

- 食品スーパー・ヘルスケアなどのライフスタイル・リテイル事業
- 青果・食肉・砂糖などの食料・食品の生産・加工・流通事業
- 木材・建材・バイオマスなどの生活資材及び総合不動産事業

神田スクエア（2020年9月開業）

資源・化学品
事業部門

業績概要

資源価格の下落及び販売数量の減少などにより豪州石炭事業が減益となったことや、マダガスカルニッケル事業が操業停止の影響により減益となったこと、並びに848億円の減損損失を計上したことなどから、前期に比べ1,069億円減益の637億円の損失となりました。

事業概要

- 非鉄金属原料、石炭、鉄鉱石、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 合成樹脂、有機・無機化学品、電池用材料・電子材料、エレクトロニクス、医薬、化粧品、農薬及び肥料に関する事業

アグロ・アマゾニア社による農業資材直販事業（ブラジル）

（注1）当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業。
（注2）最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業。

(4)「中期経営計画2020」の総括

当社は、2018年度から2020年度までの3か年を対象とする「中期経営計画2020」において、「新たな価値創造への飽くなき挑戦」をスローガンに掲げ、経営基盤の強化を図りながら、成長戦略を推進すべく、取り組んできました。初年度は、期初の計画を達成し、業績も過去最高益となりましたが、2019年度は、米中貿易摩擦による世界経済の低迷の影響等により期初の目標が未達となり、最終年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響や低採算事業の整理等に伴う多額の一過性損失により1,531億円の赤字に転落し、収益力において課題が残りました。

① 業績総括

当期利益又は損失（親会社の所有者に帰属）

効率性指標

	当初計画	2018年度	2019年度	2020年度
ROA	4%以上	4.1%	2.1%	—
ROE	10%以上	12.0%	6.4%	—

3年合計キャッシュ・フロー

(＊) IFRS第16号「リース」適用による減価償却費の増加額を2019年度・2020年度実績から各年度500億円控除しています。

② 危機対応モードへの切り替えと構造改革の取組

「中期経営計画2020」では、成長戦略として、「既存事業のバリューアップ」、「次世代新規ビジネス創出」、「プラットフォーム事業の連携深化」を目指しましたが、2019年度後半に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大という未曽有の事態により、当社は、「中期経営計画2020」の最終年を、危機対応の一年として位置づけ、投融資の厳選、政策保有株式の売却、販管費の削減などの全社キャッシュ・フロー管理の厳格化を行い、また、低採算事業の整理の徹底、事業ポートフォリオの再構築のための既存事業のバリューアップの加速などの構造改革に取り組みました。さらにはサステナビリティ経営の高度化のための、重要社会課題と中長期目標の設定に取り組みました。

2020年度の当社の事業ポートフォリオは、新型コロナウイルス感染症の拡大によるビジネス環境の激変により当社の弱みが顕在化したものではありますが、それ以前からも世界景気などの環境変化に大きな影響を受けるとともに、その下方耐性に課題があると考えています。まずは、不採算事業の整理、資産入替に徹底的に取り組むとともに、新たな投資の規律や管理の仕組みを作り、新規投資案件の着実な収益化を図ります。さらに、既存事業を変革し、収益力を強化すると同時に、新規コア事業の育成にも取り組むこととします。

上記の構造改革の成果として、低採算事業については、その見極めを徹底的に行い、32社の事業会社から撤退を完了しました。また、約150社の事業会社についても、今後3か年で700億円の収益改善効果を見込める具体的なプランを策定しました。事業ポートフォリオの再構築に向けた、全ての事業戦略の評価も完了しており、今後はそれらをしっかりとレビューしながら、PDCAサイクルを着実に実行していきます。

2 対処すべき課題

2021年度から2023年度までの3年間を対象とする新中期経営計画「SHIFT 2023」においては、当社の事業ポートフォリオ固有の弱点を克服し、当社業績をV字回復させるべく、昨年度からの取組に加え、課題の背景にある真因を取り除くため、事業戦略を遂行する組織単位（Strategic Business Unit（以下、略して「SBU」という。）の強化と全社最適の資源配分を実現する仕組みを導入して、徹底的な構造改革を行います。

「SHIFT 2023」は、2020年度の「危機対応モード」のモメンタムを維持しており、これまで構造改革として実行してきた取組をより具体的かつ中期的な目線で引き直した内容となっています。全社で総力をあげてこの「SHIFT 2023」を着実に実行することにより、当社の足元の状況を早急に改善させ、一日も早く株主の皆様の信頼を回復すべく、業績面で結果を示していきます。

新中期経営計画「SHIFT 2023」

「SHIFT 2023」では、「事業ポートフォリオのシフト」を掲げて、現行の事業ポートフォリオをより高い収益性と環境変化への耐性を兼ね備えたポートフォリオに移行していきます。そして、この「ポートフォリオのシフト」の実効性を担保するために「仕組みのシフト」を導入します。また、「経営基盤のシフト」のため、「ガバナンスの強化」、「人材マネジメントの強化」、「財務健全性の維持・向上」を行います。

① 事業ポートフォリオのシフト

(a) 事業戦略ごとの位置づけの明確化

当社のすべての事業をSBUごとに括り直したうえで、「バリュー実現」、「バリューアップ」、「注力事業」及び「シーディング」の4つのカテゴリーに分類し、各事業について位置づけを整理し、目指す方向・果たす役割を明確にします。各SBUがそれぞれの位置づけに応じた目標の達成を実現し、より市場の魅力度が高く、当社の強みが十分に発揮できる「注力事業」となることを目指すことで、より高い収益性と

環境変化への耐性を兼ね備えた事業ポートフォリオの構築に繋げます。また、各事業のカテゴリー分類は、市場の変化や当社の持つ強みの変化により、随時見直しながら、事業ポートフォリオの強化を図り、当社の企業価値向上に努めていきます。

なお、かかるシフトの実現にあたっては、社会的な要請であるデジタル化とサステナビリティという2つの大きな潮流をしっかりと捉えることを意識して、取り組んでいきます。

(b) 事業戦略分類ごとの定量イメージ

4つのカテゴリー別の定量イメージは、次のとおりです。3つのカテゴリーで資産入替による資金の回収をしっかりと行いながら、市場の成長が期待でき、かつ、既に当社の強みが実証されている「注力事業」のカテゴリーを中心に、新中期経営計画期間中に1兆1,000億円程度の投融資を行う計画です。具体的には、国内不動産事業や建機レンタル事業、再生可能エネルギー関連事業等での投資拡大を計画しています。

		成長投資に向けた資産入替の徹底	強みを活かした収益の柱の強化育成		社会構造変化への挑戦
		バリュー実現	バリューアップ	注力事業	シーディング
FY2020	資産規模	4,000億円	3兆円	4兆4,000億円	500億円
	利益規模	△100億円	400億円	1,600億円	—
SHIFT 2023	資産入替による資金回収（3年累計）	1,000億円	1,800億円	1,700億円	—
	投融資（更新投資含む）（3年累計）	—	3,300億円	7,600億円	500億円
	増益額イメージ（FY2020比）	＋100億円以上	＋800億円以上	＋400億円以上	—

(c) 次世代成長戦略テーマの設定

次世代のコアビジネスを育成すべく、6つの分野を「次世代成長戦略テーマ」として設定し、同分野における事業を全社で中長期的に強化・育成していきます。「中期経営計画2020」において取り組んできた、「デジタルトランスフォーメーション」、「社会インフラ」、「ヘルスケア」の3分野に、当社の強みが発揮できる可能性の高い分野である、「次世代エネルギー」、「リテイル・コンシューマー」、「農業」の3分野を新たに加えました。当社の事業ポートフォリオを、持続可能な社会に整合した形にシフトしていくことも重要な要素と捉え、サステナビリティ経営の高度化という観点からもこれらのテーマに取り組んでいきます。

② 仕組みのシフト

事業ポートフォリオのシフトの実効性を担保するため、以下4つの新たな仕組みを導入します。

(a) 事業戦略管理の進化

当社のすべての事業をSBUごとに括り、事業戦略上の位置づけ・方向性を明確化して、スピード感をもった資産入替の判断や、戦略水準の向上により投資先事業のバリューアップに繋げます。その実効性を確実にすべく、各SBU単位で具体的目標を設定し、PDCA管理を徹底します。

(b) 投資の厳選／投資後のバリューアップ強化

個別事業の選定・投資判断、投資実行後の事業管理、更にはその投資のパフォーマンスに応じた評価等、投資の各ステージにおいて、過去の失敗を繰り返さないための打ち手を実行します。具体的には、案件を厳選するための厳格な投資規律の設定、投資先に対する最適なリソースの投入、ガバナンス体制の構築、不採算事業のモニタリングの強化等により、投資案件のバリューアップを実現させていきます。

(c) **全社最適での取組体制強化**

特定テーマに関し、事業構想から事業化まで一つの組織で推進し、将来的に当社コア事業を創出することを狙いとして、新たな営業組織であるイニシアチブの枠組みを導入しました。イニシアチブは、部門の枠を超えた全社視点で、ビジネス全体を俯瞰したうえでグランドデザインを描き、中長期目線で次世代のビジネスの創造に取り組みます。本年4月にはその第一弾となる「エネルギーイノベーション・イニシアチブ（Energy Innovation Initiative。（EII））」を設立し、従来の組織の枠を超えて、グループの知見を結集し、エネルギー分野での新たな価値創造に挑みます。

(d) **全社最適視点からの経営資源配分の強化**

人材や資金といった経営資源を、全社最適の観点から部門の枠を超えて再配分していきます。また、市場の成長が期待できる分野で、既に当社が強みを発揮している事業領域に対して、経営資源を優先的に配分することにより、全社の意思で当社の新たなコア事業を育成・拡大していきます。この取組を加速するために、全社視点での事業推進役として、グローバルイノベーション推進委員会や、全社経営戦略推進サポート委員会といった全社委員会の機能を強化・拡大します。

③ 経営基盤のシフト

経営基盤の強化として、ガバナンスの強化、人材マネジメントの強化、財務健全性の維持・向上に継続的に取り組んでいきます。

(a) **ガバナンスの強化**

当社のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて取締役会の機能の強化を図ります。このため、新中期経営計画に基づく経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略、サステナビリティ経営等の諸施策などの重要な経営方針・戦略についての実効的な監督やその更なる客観性の強化のための体制整備に取り組んでいきます。

(b) **人材マネジメントの強化**

2020年度に制定したグローバル人材マネジメントポリシーを具現化するため、人材マネジメント改革を推進していきます。本年4月には「Pay for Job, Pay for Performance」、「世界Top Tierのプロフェッショナル育成」などをキーワードに、人事制度改定を実施しました。この改訂を梃子に、「Diversity & Inclusion」をさらに推し進め、グローバルでの適所適材をより実現することを目指します。また、コロナ禍が長期化するニューノーマルの時代においても、組織と個人双方のパフォーマンスの最大化を目指し、健康経営の推進と働き方改革に継続して取り組んでいきます。

(c) **財務健全性の維持・向上**

有利子負債に過度に依存しない投資規律を維持すべく、3年合計の配当後フリー・キャッシュ・フローの黒字を確保します。また、リスクアセットをリスクバッファーの範囲内に抑えるべく、引き続きそのバランスの維持に努めます。

④ サステナビリティ経営の高度化

当社グループでは、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念(注1)を踏まえ、事業活動を通じて自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)」として特定し、サステナビリティ経営を実践しています。2020年6月には、持続可能な社会の実現のために、当社グループが取り組むべき6つの「重要社会課題」と「長期目標」を設定し、2021年5月には、その具体的なアクションプランを示す「中期目標」を定めました。各課題の長期目標・中期目標の達成状況や具体的な取組については、今後毎年改訂する「ESGコミュニケーションブック」(注2)や統合報告書などにおいて開示していきます。

「重要社会課題」の中でも、特に「気候変動緩和」については、気候変動をめぐる世界的な情勢を踏まえ、2021年5月に「気候変動問題に対する方針」の見直しを行い対外発表しました。新方針では、当社の石炭火力発電事業及び一般炭鉱山開発事業の方針やカーボンニュートラル化に向けた道筋を具体的に示しており、より環境への負荷が少ない事業ポートフォリオとすることを明確に謳っています。

当社は、気候変動問題に関するリスクを適切に管理して企業価値の毀損を防止しつつ、変化を機会と捉えて持続的成長につなげていく観点から、この新方針を含めた諸施策に取り組み、さらにその努力を続けてまいります。

重要社会課題		長期目標	中期目標〈新たに設定〉
社会の持続可能性	気候変動緩和	■ 2050年の事業活動のカーボンニュートラル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦	**■ 当社グループのCO_2排出量を、2035年までに50%以上削減（2019年比）** – 発電事業のCO_2排出量を2035年までに40%以上削減（内、石炭火力発電については、60%以上削減）。 – 2035年の発電ポートフォリオ：持分発電容量：石炭20%、ガス50%、再エネ30%（＊1） – 化石エネルギー権益事業から生じる間接的CO_2排出量（＊2）を2035年までに90%以上削減。 – 上記以外の事業におけるCO_2排出量の削減（＊3） **■ 社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築** – 水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開、再生可能エネルギー供給の拡大［2030年までに3GW以上］（＊4）、新たな電力・エネルギーサービスの拡大。 – 電化・燃料転換、エネルギー効率・炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大。 – カーボンリサイクル、森林事業、CCS、排出権取引等によるCO_2吸収・固定・利活用の推進。
	循環経済	■ リサイクル・省資源型の技術・商品への転換	**■ 循環型原材料等の使用、廃棄物の回収、製品の利用効率改善の促進** – リサイクルされた、または再生可能資源に由来する循環型原材料等の使用量拡大。 – 製品の利用効率改善・長寿命化を促進するビジネス（シェアリング・中古販売・リース・レンタル等）の拡大。
		■ 天然資源の持続可能な調達	**■ 当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化** – 持続可能な調達を要する、主要な天然資源関連商品の特定と調達方針の策定、認証取得の促進、自主監査体制の強化。
	人権尊重	■ 全事業・サプライチェーンにおける人権の尊重	**■『国連ビジネスと人権に関する指導原則』『住友商事グループ人権方針』に則った人権尊重の浸透・徹底** – 2023年までに、“指導原則”に基づく人権教育の単体受講率100%、地域組織・子会社実施率100%を達成。 – 人権デューデリジェンスのリスク分析の強化により、2025年までにサプライチェーンを含む全事業のリスクを的確に評価しリスク低減策を実施。評価結果を踏まえて、より有効なグリーバンスメカニズム（＊5）を構築。 **■ 安全な職場環境の確保** – 製造・加工業、大規模工事を伴うプロジェクトを中心とした主要事業労働現場における災害ゼロへの取り組み強化。 **■ 多様性に富み互いに尊重し合う組織の実現** – 差別・ハラスメントのない職場環境を整備。 – 国籍、年齢、性別、性的志向、性自認などのあらゆる属性や価値観にとらわれることなく個々人が能力を発揮できる人材マネジメントを推進。

（注1）住友商事グループの経営理念については、2ページをご参照ください。
（注2）ESGコミュニケーションブックについては、当社ウェブサイトに掲載しています。

重要社会課題		長期目標	中期目標〈新たに設定〉
社会の発展と進化	地域社会・経済の発展	■ 地域の産業発展と人材育成への貢献	**■ 当社グループ事業のグローバルな展開を通じた地域産業の発展・雇用創出・人材の育成** — 持続可能で、生産性・付加価値の高い産業の振興、事業を通じた地域社会との共生。 — 当社グループ事業拠点における雇用の創出、経営人材・高技能人材の育成。
		■ 産業・社会インフラの整備	**■ 社会の持続可能な発展に資する産業・社会インフラの普及** — 良質なエネルギー、水、輸送・物流・通信・金融サービス等へのアクセスを可能にするインフラや、都市機能を高度化する事業の推進。
	生活水準の向上	■ 高度な生活関連サービスの提供	**■ 都市化、高齢化等の社会課題解決に資する、高度な生活関連サービスの普及** — 新たな技術やコンセプトによる、モビリティ、メディア・通信、ヘルスケアサービス、スマートシティ構築等、生活水準を向上する、より高度なサービス・新たな機能の提供。
	良質な教育	■ 質の高い教育の普及	**■ 100SEED（＊6）活動等を通じた、良質で平等な学習機会の提供** — 教育機会の提供対象の量的拡大。 — 受益者の満足度100%。 — 毎年継続して全社員の５%以上参加。（対象は単体・地域組織・グループ会社）

（＊1）2020年現在：石炭 50%、ガス 30%、再エネ 20%（＊2）他者のエネルギー資源使用に伴う間接排出量（＊3）個別事業で目標を設定し削減に注力（＊4）2020年現在：1.5GW（1GW＝10億W）（＊5）サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害等に関する、従業員・地域住民等ステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につなげる仕組み（＊6）住友商事グループの社員参加型の社会貢献プロジェクト

2050年のカーボンニュートラル化に伴うポートフォリオ変化

- CO_2排出量を、2035年までに50%以上削減（2019年比）

  【発電事業】

  CO_2排出量：40%以上削減（石炭火力発電は60%以上削減）
  持分発電容量：石炭20%、ガス50%、再エネ30%

  【化石エネルギー権益事業】

  CO_2排出量[＊1]：90%以上削減
- 石炭火力については、新規の発電事業・建設工事請負には取り組まない[＊2]、石炭火力発電事業は、2040年代後半には全ての事業を終え撤退する。一般炭鉱山権益の新規取得は行わず、2030年の一般炭鉱山持分生産量ゼロを目指す

■ カーボンニュートラル化の対象範囲[＊3]

	Scope 1 直接排出	Scope 2 使用電気生成等に伴う間接排出	Scope 3 その他間接排出
単体・子会社	約1百万トン		化石エネルギー権益事業 約16百万トン
持分法	火力発電事業（建設中案件推計値含む） 約43百万トン		

持続可能なエネルギーサイクル実現のための新規ビジネスの開拓

- 水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開、再生可能エネルギー供給の拡大、新たな電力・エネルギーサービスの拡大
- 電化・燃料転換、エネルギー・炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大
- カーボンリサイクル、森林事業、CCS、排出権取引等によるCO_2吸収・固定・利活用

気候変動リスクへの対応

- 経営会議・取締役会にて、気候変動に関する世界的動向を踏まえた、主要リスクの状況を定期的にモニター
- リスク状況を踏まえ、エクスポージャー削減を含む対応を検討

≪気候変動リスクに関する情報開示≫

TCFD提言に基づき、気候変動に関する、ガバナンス、戦略（シナリオ分析[＊4]含む）、リスク管理、目標・指標を開示、継続的に開示内容の充実化を進める

＊1：他者のエネルギー資源使用に伴う間接排出量
＊2：唯一の例外として、当社が建設請負工事業者として現在参画しているバングラデシュマタバリ1＆2の拡張案件として同国・本邦政府間で検討が進められているマタバリ3＆4号機については、今後、様々なステークホルダーと対話を重ね、パリ協定との整合性を確認したうえで、参画の是非を検討する
（当社として、今後検討する可能性がある石炭火力発電事業・建設工事請負案件は本件のみ）
＊3：数値は2019年現在
＊4：IEAの『Stated Policies Scenario』、『Sustainable Development Scenario』をベースに、気候変動の影響の大きい「電力」「資源」「輸送機器」「素材産業」を対象に実施

そのほか、社会課題に対する包括的方針として、「環境方針」及び「サプライチェーンCSR行動指針」を定めていますが、これらに加え、2020年5月には「住友商事グループ人権方針」を策定し、企業に求められる社会的責任の一つとして人権を尊重する方針を明らかにしました。2020年度からは人権デュー・デリジェンス(注3)を開始し、当社グループの事業に関わる人権リスクの評価と人権課題の特定を行っています。今後も人権尊重を推進するためのステークホルダーとの対話、社内啓発、情報開示等を継続していきます。

⑤ 業績見通し定量計画

新中期経営計画の初年度である2021年度は2,300億円、2年目である2022年度は2,600億円の連結純利益を計画しています。3年目である2023年度については、どのような環境であっても3,000億円以上の連結純利益を出せるポートフォリオに強化していきます。

⑥ 株主還元（配当方針）と2021年度の年間配当金予想額

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。新中期経営計画「SHIFT 2023」においては、事業ポートフォリオのシフトを通じ、早期の収益力の回復を目指しながら、長期安定配当という基本方針を踏まえ、2020年度の年間配当金と同額の1株当たり70円以上を維持したうえで、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの条件を勘案のうえ、決定することといたします。2021年度通期連結業績予想は2,300億円としており、上記方針を踏まえ、2021年度の年間配当金予想額は、普通配当を1株当たり70円（中間35円、期末35円）としています。

（注3）人権に関する負の影響を認識し、防止・対処するために実施すべきプロセスのことで、自社の活動が人権に与える影響の評価、それに対するパフォーマンスの追跡や開示などを行います。

3 財産及び損益の状況

区　分		国際会計基準				
		第149期（2016年度）	第150期（2017年度）	第151期（2018年度）	第152期（2019年度）	第153期（2020年度）
収益	（億円）	39,970	48,273	53,392	52,998	46,451
売上総利益	（億円）	8,427	9,565	9,232	8,737	7,295
当期利益又は損失(△)（親会社の所有者に帰属）	（億円）	1,709	3,085	3,205	1,714	△1,531
1株当たり当期利益又は損失(△)（親会社の所有者に帰属）	（円）	136.91	247.13	256.68	137.18	△122.42
総資産額	（億円）	77,618	77,706	79,165	81,286	80,800
親会社の所有者に帰属する持分	（億円）	23,665	25,582	27,715	25,441	25,280
1株当たり親会社所有者帰属持分	（円）	1,895.81	2,048.93	2,219.11	2,036.48	2,022.83
親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）	（%）	7.4	12.5	12.0	6.4	△6.0
総資産当期利益率（ROA）	（%）	2.2	4.0	4.1	2.1	△1.9
親会社所有者帰属持分比率	（%）	30.5	32.9	35.0	31.3	31.3
有利子負債（ネット）	（億円）	26,279	25,215	24,271	24,688	23,004
Debt-Equity Ratio（ネット）	（倍）	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9

（注）1．有利子負債（ネット）は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
　　2．億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

売上総利益

当期利益又は損失（△）（親会社の所有者に帰属）

親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率

有利子負債（ネット）／Debt-Equity Ratio（ネット）

4 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況（2021年3月31日現在）

（1）国　内

当　社　本　店	東京都千代田区	
当　社　支　社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当　社　支　店	5か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店、沖縄支店（那覇）

（注）上記のほか、当社の営業所1か所があります。

国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社

（注）上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

（2）海　外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キエフ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所

（注）上記のほか、海外における当社の駐在員事務所24か所があります。

海外現地法人	37法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社（英国）、欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、上海住友商事会社など

（注）上記海外現地法人37法人が有する本・支店等は86か所です。

6 従業員の状況（2021年3月31日現在）

（1）住友商事グループの従業員数

セグメント	金属	輸送機・建機	インフラ	メディア・デジタル	生活・不動産	資源・化学品	その他	合計
従業員数	7,054名	19,666名	3,698名	15,148名	16,674名	9,717名	2,963名	74,920名 （対前期末2,278名増）

（2）当社の従業員数

合計　5,390名（対前期末14名増）

（注）この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員150名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

（1）連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区　分	国際会計基準			
	第150期（2017年度）	第151期（2018年度）	第152期（2019年度）	第153期（2020年度）
連結子会社	654社	626社	663社	662社
持分法適用会社	293社	305社	294社	273社

（2）主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名		主要な事業内容
金属	EDGEN GROUP INC.	（子）	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社	（子）	鋼材・非鉄金属製品の国内外取引及びその関連事業
輸送機・建機	三井住友ファイナンス＆リース株式会社	（持）	リース業
	住友三井オートサービス株式会社	（持）	自動車リース業及び関連サービス
インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER	（子）	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社	（子）	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
メディア・デジタル	SCSK株式会社	（子）	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO（Business Process Outsourcing）、ITハード・ソフト販売
	株式会社ジュピターテレコム	（持）	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
生活・不動産	サミット株式会社	（子）	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED	（子）	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
資源・化学品	MINERA SAN CRISTOBAL S.A.	（子）	ボリビアにおける銀・亜鉛・鉛鉱山の操業
	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD.	（子）	豪州における石炭事業への投資
その他	米州住友商事会社	（子）	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社	（子）	欧州現地法人の持株会社

（注）（子）は連結子会社、（持）は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額（2021年3月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	193,298
株式会社日本政策投資銀行	162,411
株式会社三井住友銀行	128,741
株式会社みずほ銀行	94,426
日本生命保険相互会社	89,888
住友生命保険相互会社	88,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
三井住友信託銀行株式会社	73,324
農林中央金庫	70,000
信金中央金庫	60,000
その他	686,152
当社単体借入金合計	1,732,240
連結子会社借入金合計	678,001
連結借入金合計	2,410,241

（注）上記「その他」には、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行のうち、1行又は複数行を幹事とするシンジケートローンが合計で55,000百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

2020年10月　第58回円建て無担保社債　　150億円（2030年10月満期　年利0.390%）

連結子会社

Sumitomo Corporation of Americas（米国）及びSumitomo Corporation Capital Europe PLC（英国）が共同で設定したユーロMTNプログラムに基づく、0.88億米ドル（約97億円）の米ドル建て社債

10 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、当社が営む船舶事業の一部を、当社の完全子会社である住商マリン株式会社に承継させる吸収分割契約を締結することを決議しました。当該契約に基づく吸収分割は、2021年4月1日にその効力を生じました。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

発行可能株式総数　2,000,000,000株

発行済株式の総数　1,251,253,867株（対前期末268,400株増／自己株式1,544,207株を含む）

（注）発行済株式の総数の増加は、2020年8月14日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことによるものです。

株主数　205,689名（対前期末22,625名増）

単元株式数　100株

大株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	123,170	9.86
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	67,010	5.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	61,222	4.90
住友生命保険相互会社	30,855	2.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	19,053	1.52
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,067	1.45
三井住友海上火災保険株式会社	18,000	1.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	17,539	1.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	17,046	1.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	16,895	1.35

（注）持株比率は、自己株式（1,544,207株）を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

（ご参考）所有者別持株比率

（注）持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計は100%になっていません。

当事業年度中に当社役員に対して職務の執行の対価として交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付した人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式67,200株	6名

（注）当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務の執行の対価として交付した株式はありません。

III. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏　名	会社における地位	重要な兼職の状況
中村邦晴	取締役会長	日本電気株式会社　社外取締役 信越化学工業株式会社　社外取締役
兵頭誠之	代表取締役 社長執行役員	
南部智一	代表取締役 副社長執行役員	
山埜英樹	代表取締役 専務執行役員	
清島隆之	代表取締役 常務執行役員	
塩見　勝	代表取締役 常務執行役員	
江原伸好*3	社外取締役*1	

取締役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
21回中21回 （100%）	主に金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、取締役会の場とは別に、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな重要経営課題をテーマとした議論に積極的に参加し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

石田浩二	社外取締役*1	有限責任 あずさ監査法人*6　公益監視委員会委員

取締役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
21回中21回 （100%）	主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、取締役会の場とは別に、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな重要経営課題をテーマとした議論に積極的に参加し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏　名	会社における地位	重要な兼職の状況
岩田喜美枝	社外取締役[*1]	東京都[*7] 監査委員 株式会社りそなホールディングス[*7]　社外取締役 味の素株式会社[*7]　社外取締役

取締役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
21回中19回 （90.5%）	主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、取締役会の場とは別に、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな重要経営課題をテーマとした議論に積極的に参加し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

山崎　恒	社外取締役[*1]	弁護士 全国農業協同組合連合会[*8]　経営管理委員 株式会社かんぽ生命保険[*7]　社外取締役

取締役会への出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
21回中21回 （100%）	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、取締役会の場とは別に、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな重要経営課題をテーマとした議論に積極的に参加し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

井手明子[*4]	社外取締役[*1]	

取締役会への出席状況[*9]	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要[*9]
18回中18回 （100%）	主に大手通信事業者の経営陣幹部、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役として培ってきた情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等の分野での長年の経験や広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、取締役会の場とは別に、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな重要経営課題をテーマとした議論に積極的に参加し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏　名	会社における地位	重要な兼職の状況
細野充彦	常任監査役（常勤）	
村井俊朗	監査役（常勤）	
笠間治雄	社外監査役*2	弁護士 凸版印刷株式会社*7　社外監査役 東海旅客鉄道株式会社*8　社外取締役

取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
21回中21回（100%）	17回中17回（100%）	主に検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

永井敏雄	社外監査役*2	弁護士 東レ株式会社*8　社外監査役

取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
21回中20回（95.2%）	17回中17回（100%）	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

加藤義孝*5	社外監査役*2	公認会計士 住友化学株式会社*8　社外監査役 三井不動産株式会社*7　社外監査役

取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
21回中21回（100%）	17回中17回（100%）	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

（注）1. ＊1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、＊1のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（32ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. ＊2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、＊2のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（32ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. ＊3 江原伸好氏は、2020年6月30日をもってユニゾン・キャピタル株式会社＊8のパートナーを退任しています。
4. ＊4 井手明子氏は、2020年6月23日をもって日本電信電話株式会社＊7の常勤監査役及びNTT株式会社＊7の監査役を退任しています。
5. ＊5 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. ＊6 有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人です。
7. ＊7 東京都、株式会社りそなホールディングス、味の素株式会社、株式会社かんぽ生命保険、凸版印刷株式会社、三井不動産株式会社、日本電信電話株式会社、NTT株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
8. ＊8 全国農業協同組合連合会、東海旅客鉄道株式会社、東レ株式会社、住友化学株式会社は、当社の取引先です。また、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社が出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っており、当該出資に当たり同社株主（ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。）との間で株主間契約を締結しています。また、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社の運営するファンドが出資している株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行っており、当該出資に当たり同ファンドとの間で株主間契約を締結しています。
9. ＊9 井手明子氏の取締役会への出席状況並びに主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要については、2020年6月19日就任以降のものを記載しています。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分		対象人員	報酬等の総額	内訳			
				例月報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬（リストリクテッド・ストック）	業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）
取締役	社内取締役	7名	592百万円	470百万円	—	86百万円	36百万円
	社外取締役	5名	87百万円	87百万円	—	—	—
	合計	12名	679百万円	557百万円	—	86百万円	36百万円
監査役	社内監査役	2名	87百万円	87百万円	—	—	—
	社外監査役	3名	50百万円	50百万円	—	—	—
	合計	5名	137百万円	137百万円	—	—	—

（注）1．当期末現在の人員数は、取締役11名（うち社外取締役5名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。
2．当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
3．当事業年度の取締役の業績連動報酬等（上記「業績連動型株式報酬」）の総額は36百万円であり、取締役の非金銭報酬等（上記「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」）の総額は123百万円です。（上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入しているため、取締役の非金銭報酬等の内訳欄の合計額とその総額は一致していません。）なお、監査役に対しては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給していません。
4．当事業年度に係る「業績連動賞与」の支給はありません。
5．上記「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」は、それぞれ、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づき付与された譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を指します。
6．上記「譲渡制限付株式報酬」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
7．上記「業績連動型株式報酬」は、2021年、2022年及び2023年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
8．監査役の報酬は、監査役が高い客観性・独立性をもって経営を監査する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給しています。なお、各監査役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。
9．取締役の報酬（業績連動賞与を除く。）及び監査役の報酬の総額は、過去に開催された株主総会において以下のとおりとすることが決議されています。他方で、業績連動賞与については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

	決議内容			決議時点の役員の数
	取締役の報酬総額（業績連動賞与を除く）	左記のうち社外取締役	監査役の報酬総額	
第145期定時株主総会（2013年6月21日）	年額12億円以内	年額6,000万円以内	年額1億8,000万円以内	取締役12名（うち、社外取締役2名） 監査役 5名（うち、社外監査役3名）
第150期定時株主総会（2018年6月22日）	—	年額1億円以内	—	取締役11名（うち、社外取締役5名）

また、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記の取締役の報酬総額（業績連動賞与を除く）の枠内で、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を支給されることが決議され、その上限金額及び発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限が、以下のとおり決議されています。なお、当該決議時点の取締役（社外取締役を除く）は、6名です。

	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数
譲渡制限付株式報酬	年額130百万円以内	年12万株以内
業績連動型株式報酬	年額430百万円以内	年18万株以内
合計	年額560百万円以内	年30万株以内

上記の「業績連動型株式報酬」の「金銭報酬債権の総額」及び「当社普通株式の総数」（上限）は、3年間の評価期間における当社株式成長率等を勘案のうえ、交付する当社普通株式の総数（及びそのために支給する金銭報酬債権の総額）が最大となる場合を想定し、設定しています。

3 当社の役員報酬制度の概要

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2021年３月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

（A）取締役の個人別の報酬等の体系及び各報酬の割合の決定に関する方針

（a）各取締役の報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役（注1）	取締役会長（注2）	社外取締役（注3）
固定	例月報酬	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	–	–
	株式報酬	●	●	–

（注1）業務執行取締役及び執行役員の報酬は、「例月報酬」「業績連動賞与」及び「株式報酬」により構成します。
（注2）取締役会長の報酬は、経営の監督を主たる役割としていることから、「例月報酬」に加え、株主価値の向上に資する「株式報酬」により構成します。
（注3）社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成します。

（b）例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬の各取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

各報酬の割合については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、①当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する優秀な経営人材を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、②持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定します。

なお、業務執行取締役に対しては、各取締役本人の健康等促進を目的としたプログラムに参加するための適切な金額を別途支給します。

（B）取締役の個人別の例月報酬の額又は算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

各取締役の例月報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえたうえで、その役割に鑑みて、社外取締役が委員長を務め、また

過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な報酬水準を設定し、毎月定額を支給します。

なお、指名・報酬諮問委員会の委員である社外取締役には、別途、取締役会で定めた額の委員会手当を支給します。

(C) 取締役の個人別の業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 業績連動賞与

各業務執行取締役の業績連動賞与は、当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を重視することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとします。

経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。また、各業務執行取締役の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標と非財務指標の両側面により行います。なお、個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率の割合を適切に設定します。

業績連動賞与の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえて、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な報酬水準を設定します。

(b) 株式報酬

各取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬については、株主価値との連動性を重視することにより、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上にむけた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めます。

また、株式報酬の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえて、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な水準に設定します。

(D) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等（業績連動賞与を除く。）については、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議にあたっては、指名・報酬諮問委員会が内容を検討し、その結果を取締役会に答申します。これにより、透明性及び客観性を一層高めるよう努めます。

各業務執行取締役の業績連動賞与については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度

に係る業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度の取締役会にて決定します。当該事業年度終了後に、当該フォーミュラに基づき算出される金額を支給する旨及びその限度額について株主総会にてご承認いただいたうえで、社長執行役員が各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、当該限度額の範囲内で個人別賞与額を算出します。なお、個人評価の決定が適切に行われるようにするため、社長執行役員はその結果を指名・報酬諮問委員会に報告します。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会で決定された役員報酬の基本方針及び体系並びにその決定プロセスに基づき、指名・報酬諮問委員会にて内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 業務執行取締役の報酬水準及び報酬構成比率

外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準及び報酬構成比率を設定しています。また、業務執行取締役の報酬構成比率は、連結純利益（注1）及び基礎収益キャッシュ・フロー（注2）が3,000億円、株式成長率（注3）が100%を達成した場合に、例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬がそれぞれ 50：30：20となるように設定しています。業績達成シナリオごとのイメージは、右記のとおりです。

（注1）「連結純利益」は、国際会計基準（IFRS）の「当期利益（親会社の所有者に帰属）」と同じ内容を示しています。
（注2）「基礎収益キャッシュ・フロー」＝基礎収益(*)－持分法による投資損益＋持分法投資先からの配当
(*)＝（売上総利益＋販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）＋利息収支＋受取配当金）×（1－税率）＋持分法による投資損益
（注3）「株式成長率」＝｛(評価期間終了月平均当社株価＋評価期間配当総額）÷（評価期間開始月平均当社株価)｝÷｛(評価期間終了月平均TOPIX）÷（評価期間開始月平均TOPIX)｝

(3) 当該事業年度に係る業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

① 業績連動賞与

経営戦略との関連性を強化するという観点から、「中期経営計画2020」において、重視すべき業績管理指標として掲げる、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローに応じて総支給額を決定し、各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、年度末終了後に支給しています。また、各役員の個人評価は、経営戦略と成果への

② 個人別賞与支給額 ＝ 賞与総支給額 × 役位及び個人評価に応じた係数

コミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（当社グループの持続的な成長に向けたマテリアリティ（重要課題）への取組やリーダーシップの発揮等）の両側面により行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は、原則として50：50としています。

業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標の実績（2020年度の実績）は、右記のとおりであり、本事業年度の実績を踏まえ、2020年度の業績連動賞与（2021年6月に支給の業績連動賞与）の支給は行いません。

	実績
連結純利益	△1,531億円
基礎収益キャッシュ・フロー	1,308億円

② 譲渡制限付株式報酬（リストリクテッド・ストック）

当社は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、2020年7月15日開催の取締役会の決議により、取締役（社外取締役を除く。）6名に対し、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社の普通株式67,200株を発行し、割り当てました。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約（譲渡制限付株式割当契約）を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。

譲渡制限期間は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としています。

③ 業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）

当社は、当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、取締役（社外取締役を除く。）に対して、各年の定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間（以下、「役務提供期間」という。）における役務提供の対価として、役務提供期間の開始日の属する年の6月1日からその3年後の6月の末日までの期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合）に応じて算定された数の当社普通株式を交付します。但し、その交付前に取締役が死亡した場合又は組織再編等が実施される場合は、当社普通株式の交付に代えて、これに相当する金銭を支給します。

なお、本報酬制度は、2018年に導入したものであり、最初の評価期間の終了は2021年6月末日となるため、業績指標の当期の実績はありません。

＜当社株式成長率の評価期間(イメージ)＞

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
2018年プラン	評価期間			●株式交付		
2019年プラン		評価期間			●株式交付	
2020年プラン			評価期間			●株式交付

＜交付株式数の算定方法＞

交付株式数 ＝ 役位別基準交付株式数 × 当社株式成長率（株式交付割合）× 役務提供期間比率

4 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

5 執行役員の氏名等(2021年4月1日現在)

会社における地位	氏　名	会社における担当
社長執行役員*1	兵頭誠之	CEO
副社長執行役員*1	南部智一	メディア・デジタル事業部門長　CDO*3
副社長執行役員	上野真吾	金属事業部門長、資源・化学品事業部門長、 エネルギーイノベーション・イニシアチブ*4リーダー
専務執行役員	岡　省一郎	輸送機・建機事業部門長
専務執行役員	秋元　勉	インフラ事業部門長
専務執行役員*1	山埜英樹	コーポレート部門　企画担当役員　CSO*5・CIO*6
専務執行役員*1	清島隆之	コーポレート部門　人材・総務・法務担当役員　CAO*7・CCO*8
専務執行役員	中島正樹	米州総支配人
専務執行役員	爲房孝二	SCSK株式会社　執行役員　副社長
常務執行役員	御子神大介	東アジア総代表
常務執行役員	石田將人	株式会社ティーガイア　副社長執行役員　CSO*5
常務執行役員	安藤伸樹	生活・不動産事業部門長
常務執行役員	田中恵次	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	塩見圭吾	アジア大洋州総支配人
常務執行役員	諸岡礼二	三井住友ファイナンス＆リース株式会社　代表取締役　専務執行役員
常務執行役員	坂本好之	資源・化学品事業部門副事業部門長
常務執行役員*1	塩見　勝	コーポレート部門　財務・経理・リスクマネジメント担当役員　CFO
常務執行役員	中村家久	欧阿中東CIS総支配人
常務執行役員	芳賀　敏	メディア・デジタル事業部門長補佐、デジタル事業本部長
常務執行役員	佐藤　計	生活・不動産事業部門長補佐、食料事業本部長
常務執行役員	野中紀彦	インフラ事業部門長補佐、インフラ業務部長
常務執行役員	仲野真司	コーポレート部門　人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）
常務執行役員	竹田光宏	株式会社ジュピターテレコム　取締役　副社長執行役員
常務執行役員	東野博一	生活・不動産事業部門副事業部門長、生活・不動産業務部長
常務執行役員	犬伏勝也	金属事業部門副事業部門長

会社における地位	氏　名	会社における担当
執行役員	加藤真一	モビリティ事業第二本部長
執行役員	松﨑治夫	資源第二本部長
執行役員	向田良徳	財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（財務担当）、財務部長
執行役員	有友晴彦	資源第一本部長
執行役員	石田英二	リース・船舶・航空宇宙事業本部長
執行役員	吉田伸弘	米州総支配人補佐、南米支配人
執行役員	小池浩之	米州総支配人補佐、米州住友商事グループEVP 兼 CFO、 米州住友商事会社副社長 兼 CFO
執行役員	和田知徳	SUMMIT FRESH PRODUCE LIMITED　CEO
執行役員	坂田一成	住友商事グローバルメタルズ株式会社　代表取締役社長
執行役員	尾﨑　務	メディア・デジタル業務部長
執行役員	山名　宗	欧阿中東CIS総支配人補佐、欧州・CIS支配人
執行役員	田村達郎	欧阿中東CIS総支配人補佐、欧州・CIS住友商事グループ 欧州・CISコーポレート部門長
執行役員	渡辺一正	メディア事業本部長
執行役員	横濱雅彦	東アジア総代表補佐、中国住友商事グループ　中国金属部門長、 上海住友商事会社社長
執行役員	森　肇	エネルギー本部長、エネルギーイノベーション・イニシアチブ*4 サブリーダー
執行役員	本多之仁	鋼管本部長
執行役員	為田耕太郎	経営企画部長
執行役員*2	住田孝之	企画担当役員補佐
執行役員*2	麻生浩司	建設機械事業本部長
執行役員*2	氏本祐介	株式会社ジュピターテレコム　常務執行役員
執行役員*2	竹野浩樹	ライフスタイル・リテイル事業本部長
執行役員*2	上野忠之	財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 （リスクマネジメント担当）
執行役員*2	吉田安宏	財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）、 主計部長

（注）1. ＊1は、取締役（代表取締役）です。
2. ＊2は、2021年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
3. ＊3　CDO　: Chief Digital Officer
4. ＊4　エネルギーイノベーション・イニシアチブは、2021年4月1日に新設された、従来の部門の枠組みを超えた営業組織です。
5. ＊5　CSO　: Chief Strategy Officer
6. ＊6　CIO　: Chief Information Officer
7. ＊7　CAO　: Chief Administration Officer
8. ＊8　CCO　: Chief Compliance Officer

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

（ご参考）住友商事グループのマテリアリティ（重要課題）

1．社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ（重要課題）

社会課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待や、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面が企業の評価や投資行動につながる機運が高まる中、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念（注1）を踏まえ、事業活動を通じて、自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ（重要課題）」として、以下のとおり特定しました。これを、事業戦略の策定や個々のビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付けています。

- グローバルに広がる顧客・パートナーとの信頼関係とビジネスノウハウを活用し、健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現するという企業使命を果たすことで、持続的な成長と以下の社会課題の解決を両立していきます。

地球環境との共生
循環型社会の形成と気候変動の緩和を目指し、資源の有効利用や再生可能エネルギーの安定供給に向けた仕組みづくりに取り組むことで、地球環境と共生した成長を実現します。

地域と産業の発展への貢献
さまざまな国や地域の人々のニーズに応えてモノやサービスを安定的に調達・供給し、産業のプラットフォームづくりに貢献することで、地域社会とともに成長・発展する好循環を生み出します。

快適で心躍る暮らしの基盤づくり
毎日の生活に必要なモノやサービスを提供してより便利で快適な暮らしを実現するとともに、質の高い暮らしへのニーズにも応えていくことで、全ての人々の心と体の健康を支えます。

多様なアクセスの構築
人・モノが安全かつ効率的に行き交うモビリティを高め、情報・資金をつなぐネットワークを拡大することで、多様なアクセスを構築し、新たな価値が生まれる可能性を広げます。

- また、上記の課題を解決するための基盤として、人間尊重や信用・確実といった経営姿勢と、活力に溢れ革新を生み出す企業風土のたゆまぬ維持向上に努めています。

人材育成とダイバーシティの推進
多様なバックグラウンドを有する人材が、各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営リソースである人材の育成・活躍推進に取り組みます。

ガバナンスの充実
透明性を確保しつつ、持続的な成長に向けた戦略の立案・実行およびその適切な監督を充実させることで、経営の効率性を向上し、健全性を維持します。

2．マテリアリティ（重要課題）とSDGs

6つのマテリアリティ（重要課題）の特定に当たっては、まず国際的なガイドラインやSDGs（注2）を参照し、当社の事業と社会課題との関わりを整理・分析しました。そのうえで、住友の事業精神や当社グループの経営理念を踏まえて重要課題を抽出し、社内アンケートを実施したほか、社外ステークホルダーや有識者との意見交換を重ね、その結果を文章化しました。そして、CSR委員会（現サステナビリティ推進委員会）、経営会議及び取締役会での審議・決議を経て、特定しました。上記プロセスを経て特定したマテリアリティを事業において実践することが、当社グループがSDGsの達成に貢献していくことにつながると考えています。

（注1）住友商事グループの経営理念については、2ページをご参照ください。
（注2）Sustainable Development Goalsの略称。2030年までの世界規模の課題が盛り込まれた17の目標。2015年に国連総会で全ての加盟国（193か国）により採択されました。

連結計算書類

連結財政状態計算書［国際会計基準により作成］

科　目	第153期（2021年3月31日現在）	第152期（ご参考）（2020年3月31日現在）
（資産の部）	百万円	百万円
流動資産	**3,497,584**	**3,536,391**
現金及び現金同等物	599,013	710,371
定期預金	12,751	10,262
有価証券	1,621	2,014
営業債権及びその他の債権	1,303,621	1,231,088
契約資産	188,812	117,230
その他の金融資産	115,041	112,723
棚卸資産	793,279	929,981
前渡金	135,217	131,520
売却目的保有資産	24,718	—
その他の流動資産	323,511	291,202
非流動資産	**4,582,400**	**4,592,205**
持分法で会計処理されている投資	2,102,139	2,025,255
その他の投資	416,934	358,961
営業債権及びその他の債権	239,348	331,871
その他の金融資産	87,422	94,981
有形固定資産	1,050,648	1,054,042
無形資産	255,961	288,913
投資不動産	340,451	355,844
生物資産	26,183	21,075
長期前払費用	39,493	23,186
繰延税金資産	23,821	38,077
資　産　合　計	**8,079,984**	**8,128,596**

科　目	第153期（2021年3月31日現在）	第152期（ご参考）（2020年3月31日現在）
（負債の部）	百万円	百万円
流動負債	**2,268,407**	**2,296,546**
社債及び借入金	477,927	754,696
営業債務及びその他の債務	1,269,631	1,079,099
リース負債	71,141	65,871
その他の金融負債	90,402	87,578
未払法人所得税	31,655	25,785
未払費用	95,926	95,318
契約負債	137,915	98,951
引当金	6,578	4,837
売却目的保有資産に関わる負債	6,295	—
その他の流動負債	80,937	84,411
非流動負債	**3,116,027**	**3,139,463**
社債及び借入金	2,434,285	2,434,696
営業債務及びその他の債務	53,176	57,189
リース負債	430,257	426,080
その他の金融負債	36,404	46,051
退職給付に係る負債	29,619	44,946
引当金	53,186	46,248
繰延税金負債	79,100	84,253
負　債　合　計	**5,384,434**	**5,436,009**
（資本の部）		
資本	**2,695,550**	**2,692,587**
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,527,951	2,544,133
資本金	219,781	219,613
資本剰余金	251,781	256,966
自己株式	△2,063	△2,276
その他の資本の構成要素	187,041	△4,054
利益剰余金	1,871,411	2,073,884
非支配持分	167,599	148,454
負債及び資本合計	**8,079,984**	**8,128,596**

連結包括利益計算書［国際会計基準により作成］

科　目	第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）	第152期（ご参考）（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	4,187,392	4,822,984
サービス及びその他の販売に係る収益	457,667	476,830
収益合計	**4,645,059**	**5,299,814**
原価:		
商品販売に係る原価	△3,666,589	△4,180,175
サービス及びその他の販売に係る原価	△249,009	△245,976
原価合計	**△3,915,598**	**△4,426,151**
売上総利益	**729,461**	**873,663**
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△678,935	△677,430
固定資産評価損	△80,967	△65,286
固定資産売却損益	△4,679	3,507
その他の損益	△23,762	16,436
その他の収益・費用合計	**△788,343**	**△722,773**
金融収益及び金融費用:		
受取利息	25,159	30,621
支払利息	△30,679	△46,191
受取配当金	8,643	11,099
有価証券損益	2,911	20,712
金融収益及び金融費用合計	**6,034**	**16,241**
持分法による投資損益	**△41,367**	**84,791**
税引前利益又は損失（△）	**△94,215**	**251,922**
法人所得税費用	**△40,269**	**△62,405**
当期利益又は損失（△）	**△134,484**	**189,517**
当期利益又は損失（△）の帰属:		
親会社の所有者	**△153,067**	**171,359**
非支配持分	**18,583**	**18,158**
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	74,747	△47,001
確定給付制度の再測定	24,306	△1,536
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	7,711	△6,903
純損益に振替えられることのない項目合計	**106,764**	**△55,440**
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	98,096	△133,359
キャッシュ・フロー・ヘッジ	15,104	△11,769
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	15,665	△43,410
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計	**128,865**	**△188,538**
税引後その他の包括利益	**235,629**	**△243,978**
当期包括利益合計	**101,145**	**△54,461**
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	**76,083**	**△69,413**
非支配持分	**25,062**	**14,952**

（ご参考）
要約連結キャッシュ・フロー計算書［国際会計基準により作成］

科　目	第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）	第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	**467,097**	**326,618**
当期利益又は損失（△）	△134,484	189,517
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	170,906	165,340
固定資産評価損	80,967	65,286
金融収益及び金融費用	△6,034	△16,241
持分法による投資損益	41,367	△84,791
固定資産売却損益	4,679	△3,507
法人所得税費用	40,269	62,405
棚卸資産の増減	217,409	505
営業債権及びその他の債権の増減	△10,383	127,337
前払費用の増減	△4,606	△7,228
営業債務及びその他の債務の増減	138,399	△97,292
その他ー純額	△91,962	△114,966
利息の受取額	15,904	30,587
配当金の受取額	97,149	114,401
利息の支払額	△27,134	△45,458
法人税等の支払額	△65,349	△59,277
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△120,107**	**△203,417**
有形固定資産の売却による収入	9,034	3,472
有形固定資産の取得による支出	△66,342	△76,935
投資不動産の売却による収入	8,602	15,739
投資不動産の取得による支出	△7,986	△42,424
その他の投資の売却による収入	96,877	115,408
その他の投資の取得による支出	△137,233	△209,085
貸付金の回収による収入	23,249	42,145
貸付による支出	△46,308	△51,737
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△466,368**	**△57,742**
短期借入債務の収支	△201,485	152,687
長期借入債務による収入	278,486	453,651
長期借入債務による支出	△445,582	△547,690
配当金の支払額	△87,461	△103,675
非支配持分株主からの払込による収入	375	2,824
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△280	△3,798
非支配持分株主への配当金の支払額	△10,455	△11,821
自己株式の取得及び処分による収支	34	80
現金及び現金同等物の増減額	**△119,378**	**65,459**
現金及び現金同等物の期首残高	**710,371**	**660,359**
現金及び現金同等物の為替変動による影響	**8,151**	**△15,943**
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	**△131**	**496**
現金及び現金同等物の期末残高	**599,013**	**710,371**

（備考）連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

[単体] 貸借対照表

科　目	第153期（2021年3月31日現在）	第152期（ご参考）（2020年3月31日現在）
（資産の部）	百万円	百万円
流動資産	**1,353,493**	**1,428,067**
現金及び預金	166,537	243,486
受取手形	5,377	8,504
売掛金	497,374	413,049
有価証券	10,381	34,308
商品	71,081	69,755
販売不動産	140,305	179,704
前渡金	143,006	157,273
前払費用	6,803	8,511
短期貸付金	165,630	167,482
その他の流動資産	151,108	148,307
貸倒引当金	△4,114	△2,315
固定資産	**2,821,078**	**2,860,952**
有形固定資産	**271,652**	**279,155**
建物	58,375	58,725
構築物	750	737
機械及び装置	588	662
車両及び運搬具	139	192
器具及び備品	3,006	3,237
土地	208,086	212,869
建設仮勘定	705	2,729
無形固定資産	**27,658**	**28,293**
ソフトウェア	10,633	11,288
その他の無形固定資産	17,025	17,004
投資その他の資産	**2,521,767**	**2,553,503**
投資有価証券	274,884	243,798
関係会社株式	1,671,900	1,626,911
その他の関係会社有価証券	12,676	9,457
出資金	17,169	8,699
関係会社出資金	406,663	466,436
長期貸付金	62,834	94,479
固定化営業債権	28,424	22,477
長期前払費用	27,356	28,625
繰延税金資産	12,511	42,841
その他の投資その他の資産	85,084	67,723
貸倒引当金	△77,737	△57,950
資　産　合　計	**4,174,571**	**4,289,019**

科　目	第153期（2021年3月31日現在）	第152期（ご参考）（2020年3月31日現在）
（負債の部）	百万円	百万円
流動負債	**1,134,646**	**1,091,789**
支払手形	6,690	6,985
買掛金	598,661	467,216
短期借入金	157,009	250,003
コマーシャルペーパー	—	45,000
社債（1年以内償還）	35,000	10,000
未払費用	13,199	16,155
未払法人税等	541	314
前受金	128,321	123,619
預り金	157,419	140,102
前受収益	959	755
その他の流動負債	36,843	31,636
固定負債	**1,986,573**	**1,972,618**
長期借入金	1,575,230	1,547,097
社債	355,608	373,691
その他の固定負債	55,734	51,829
負　債　合　計	**3,121,220**	**3,064,407**
（純資産の部）		
株主資本	**919,999**	**1,132,503**
資本金	219,781	219,612
資本剰余金	230,914	230,754
資本準備金	230,914	230,746
その他資本剰余金	—	8
利益剰余金	471,366	684,411
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	453,670	666,715
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	388,627	601,672
自己株式	△2,062	△2,274
評価・換算差額等	**132,524**	**91,127**
その他有価証券評価差額金	117,776	66,793
繰延ヘッジ損益	14,748	24,334
新株予約権	**827**	**980**
純 資 産 合 計	**1,053,351**	**1,224,612**
負債及び純資産合計	**4,174,571**	**4,289,019**

［単体］損益計算書

科　目	第153期 （2020年4月1日から2021年3月31日まで）	第152期（ご参考） （2019年4月1日から2020年3月31日まで）
	百万円	百万円
売上高	1,622,317	2,021,074
売上原価	△1,561,766	△1,872,629
売上総利益	**60,550**	**148,445**
販売費及び一般管理費	△182,521	△193,025
営業損失（△）	**△121,971**	**△44,579**
営業外収益	**257,954**	**287,731**
受取利息	5,576	10,485
受取配当金	207,376	243,143
投資有価証券売却益	35,966	21,448
その他の営業外収益	9,035	12,653
営業外費用	**△241,171**	**△160,690**
支払利息	△6,165	△12,586
投資有価証券売却損	△6,301	△22,913
投資有価証券評価損	△200,518	△103,132
関係会社貸倒引当金繰入額	△18,000	△10,199
その他の営業外費用	△10,185	△11,858
経常利益又は経常損失（△）	**△105,187**	**82,461**
特別利益	**1,938**	**3,316**
固定資産売却益	1,938	3,316
特別損失	**△211**	**△231**
固定資産処分損	△211	△231
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**△103,460**	**85,546**
法人税、住民税及び事業税	6,100	8,600
法人税等調整額	△28,200	9,900
当期純利益又は当期純損失（△）	**△125,560**	**104,046**

（備考）単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

住友商事株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森　　俊　哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　塚　　勲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　笠　島　健　二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住友商事株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

住友商事株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　　俊　哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　塚　　勲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笠　島　健　二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住友商事株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って構築及び運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

住友商事株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　細野　充彦 ㊞
監　査　役（常勤）　村井　俊朗 ㊞
監　査　役　　笠間　治雄 ㊞
監　査　役　　永井　敏雄 ㊞
監　査　役　　加藤　義孝 ㊞

（注）監査役笠間治雄、監査役永井敏雄及び監査役加藤義孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

〈メ　モ　欄〉

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会　毎年3月31日 期末配当　毎年3月31日 中間配当　毎年9月30日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号　三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 （郵便物送付先） （電話照会先） （ホームページのURL） （よくあるご質問(FAQ)のURL）	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 **公告掲載アドレス** https://www.sumitomocorp.com
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京、名古屋、福岡
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先にお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー　1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号　☎03-3582-0111（代表）

最寄駅

東京メトロ 銀座線
「虎ノ門駅」
3出口より徒歩10分

東京メトロ 銀座線 南北線
「溜池山王駅」
13出口より徒歩10分

東京メトロ 日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」
A1・A2出口より徒歩5分

宴会場エントランス（1階）よりお入りください。

東京メトロ 日比谷線
「神谷町駅」
4b出口より徒歩6分

東京メトロ 南北線
「六本木一丁目駅」
中央改札より徒歩7分
※駅の案内板とは異なります。

正面エントランス（5階）よりお入りいただきエレベーターで1階までお越しください。

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

住友商事株式会社
〒100-8601
東京都千代田区大手町二丁目3番2号